

岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年 四月二十六日

目次

監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監査委員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三三
随時監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三四
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三六
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	四五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県監査委員 小川 恒雄
 岐阜県監査委員 森 正弘
 岐阜県監査委員 鶴 誠
 岐阜県監査委員 石井 直子
 岐阜県監査委員 藤 良寛

1 平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

区分	監査結果		今回措置を講じたもの	未措置		
	A	B		A	B	C
指摘事項	56		56		0	
指導事項	127		127		0	
本課検討事項	1		1		0	
計	184		184		0	

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 指導事項：是正又は改善を求める事項
 本課検討事項：本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

2 指摘事項に基づき講じた措置

56件の指摘事項に対し、すべてについて措置を講じたとの通知を受けた。

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
職員厚生課	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしていたことにより、1件4,098円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当の支給事務において、過払いとなっていた1件4,098円の返還処理については、平成24年8月17日に納入通知書を該当職員に交付し、同年8月23日に納入を確認した。 今後は、課員に時間外勤務手当制度を周知徹底するとともに、再発防止策として、特に1週間の所定労働時間を超えるかどうかについて、複数の職員(担当係長、管理調整係担当者及び総括管理監)による時間外勤務命令簿の内容の確認を徹底することとする。
飛騨県税事務所	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払分については、平成24年9月12日に戻入済である。 今後は、旅費担当者による用務先と宿泊先の位置関係及び交通実費の有無等の確認を徹底するとともに、係内の複数の職員で確認をする体制とし、適正な事務処理に努める。
自動車税事務所	自動車販売機設置に係る家庭使用料の収入事務において、年度当初に行うべき使用料1件1,849,050円の調	当該収入事務を含め、会計事務全般における年度当初の処理事項については、前年同期の収入・支出状況を、会計書類の精査やシステマの

定が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
 収入・支出情報等を確認することにより、係員全員が情報共有することとし、処理の漏れがないよう注意している。
 なお、平成24年度の当該事案については適正に処理している。

総合企画部

機関名	監査結果	講じた措置
東京事務所	時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定の労働時間を超えた勤務に対して時間外勤務手当25/100を支給すべきところ、勤務時間が所定の労働時間を超えていない勤務及び休日勤務手当の対象となる勤務に対して支給した ことにより、1件6,940円が過払いとなっていた。 2 休日勤務手当1件12,489円が支払不足となっていた。	過払いの時間外勤務手当については戻入手続を行い、平成24年6月1日に収納し、また支払不足の休日勤務手当については支給手続を行い、同年6月21日に支払を完了した。 今後は、関係法規の確認を徹底して再発防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
清流の国さぶろくり推進課	旅費の支出事務において、支給対象となる車賃の取扱いを誤ったことにより、1件5,846円が過払いとなっていたので、速やかに措置	過払い1件5,846円については、平成24年7月18日に該当職員あて納入通知書を送付し、同年7月23日に該当職員から納付された。 今後は、このような支給誤りが発

<p>するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>生しないよう、関係条例に関する理解を深めるとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>		<p>ころ、過大に計上した人件費2,066円が相殺される金額となった。 4 契約金額1,770,300円に対して、当該業務に関する事業費総額は1,770,622円となり、契約金額を下回ることはなかったため、契約金の返還は発生しなかった。 以上、委託先業者に実績報告書及び関連資料の訂正と再提出を指示し、受領済みである。 今後は、委託業務の実績報告に係る検証資料等の突合を徹底するとともに、確認を複数で行うなど再発防止に努める。</p>
<p>健康福祉政策課</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的外使用の許可と同時に行うべき使用料10件2,082円の調定が約5か月遅延していた。 2 納入が遅延していた使用料1件258円及び管理費1件26,446円について、督促状による督促の手続きを行っていないかった。 	<p>1 目的外使用料の調定は目的外使用の許可と同時にを行うことを認識し、今後は許可と同時に調定を行う。</p> <p>2 今後は、納期限後の収入未済について複数人で確認を行うとともに、納期限後に収入未済となっている者に対して電話催告を行い、なお納入がない場合は、納期限後20日以内に督促状による督促を行う。</p>	<p>子ども家庭課</p> <p>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたことで、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅行諸費については、戻入処理を行い、平成24年8月3日に本人より返納された。 今後の旅費の支出事務においては、課内職員に旅費制度の周知を行い、チェック体制を強化するなど、支給誤りがないよう適正な事務処理を行う。</p>
<p>保健医療課</p> <p>岐阜県民健康意識調査委託業務に係る委託料の支出事務において、実際に支払われていない雇用保険料を委託対象人件費に含めた精算報告に基づき支払金額を確定したこと等により、2,066円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>委託先業者の雇用の給与明細書と労働賃金台帳の相違に関し、当該業務の委託先業者に事実を確認したところ、以下のとおり判明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人件費について、労働賃金台帳に誤って2,066円過大に計上していた。 2 報告書に記載した一般管理費（事務所賃貸費、光熱費等）は報告書に記載した金額以上の費用がかかっていたが、事業費総額が契約金額を超えない金額を記載していた。 3 一般管理費として計上されていたものうち、当該業務に関連して発生した費用のみを精査したと 	<p>地域福祉国保課</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしていたことにより、4件11,466円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた時間外勤務手当については、戻入処理を行い、平成24年8月7日に本人より返納された。 今後は、週休日の振替の指定状況を的確に把握し、時間外勤務手当の支給誤りがないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>過払分については、当該職員に対し返還手続を行い、平成24年8月6日及び8日に計1,479円を収納済みである。</p>

<p>飛騨保健所</p>	<p>2件1,479円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、複数人による複数回の確認を徹底するなど、更なるチェック体制の強化を図る。</p>
<p>精神保健福祉センター</p>	<p>精神障がい者相談支援強化事業に係る委託料の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 委託契約履行期間前に係る雇用人件費を委託対象人員費に含めた精算報告に基づき支払金額を確定したこと等により、65,873円が過払いとなっていた。 2 事前決裁の内容変更に係る決裁を受けることなく、当初の事前決裁で定めた期間と異なる履行期間で契約を締結していた。</p>	<p>1 過払いとなっていた65,873円については、平成24年7月6日に57,364円、同年11月9日に8,509円返還された。 今後は、検査体制を見直し、複数職員による検査を行う。また、不明な点があれば担当者が受託団体に問い合わせるなど連絡を密に行い、関係書類の精査を行って再発防止に努める。 2 岐阜県会計規則第9条について、所内会議で周知徹底を行い、会計決裁時、複数職員により十分確認を行うこととする。</p>
<p>中央子ども相談センター</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当を支給したことにより、1件1,892円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払分については、該当職員に事情を説明し、平成24年6月13日に戻入調定を行い、同職員への納入通知書を発行した。なお、同年6月14日に過払分を収納したことを「収納状況一覧表」にて確認した。 今後、時間外勤務手当をはじめとする支給事務を行うに当たっては、関連資料を十分に確認するとともに複数の職員によるチェック機能をも強化し、適正な事務処理を行うようにする。</p>
<p>旅費の支出事務において、宿泊を伴う交通実費200円については、平成24年6月22日</p>		
<p>発生しているにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>中濃子ども相談センター</p>	<p>雇員に係る資金の支出事務において、出役票に記載する出役時間の確認が十分でなかったことにより1件3,500円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなった資金については、平成24年8月21日に本人あてに納入通知書を送付し、同年8月24日に本人から返金されている。 今後は、毎月の資金額算出の際に、出役票と勤務記録を複数の職員で確認し、適正な執行に努める。</p>
<p>東濃子ども相談センター</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしていたことにより、3件7,652円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払分について、平成24年8月1日に戻入の調定手続を行い、該当の職員から同年8月8日に納入された。 今後は、時間外勤務手当の支給額計算の際に、出勤簿等すべての関連帳票を照合し、適切な支給割合等を確認できるよう、事務手順に細心の注意を払い、支給誤りの防止に努める。</p>
<p>商工労働部</p>		
<p>機関名 労働雇用課</p>	<p>監視結果 障がい者ジョブポーター養成事業委託業務に係る委託料の支出事務において、雇用人の欠勤等に伴う給与の控除をすることなく委</p>	<p>指摘を受けた委託業務について、予備監査終了後速やかに受託事業者に対し所要経費の再精査と実績報告書の再提出を指示した結果、新たに一部の事業費(消耗品費)34,192円の</p>

	<p>託対象人件費に含めた精算報告に基づき支払金額を確定したこと等により、32,014円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>未計上が判明した。 これにより、当初提出された実績報告書に基づいた精算額1,913,949円(当初契約額3,547,813円)に対して、人件費の過払分32,014円と前記経費との相殺後の事業費総額は1,916,350円(諸経費5%及び消費税等含む。)となり、既精算額を上回ることとなったが、差額2,401円については、受託事業者より岐阜県に対して請求しない旨の申出を受けたため、既精算額により支払金額を確定した。 今後は、委託業務等にかかる履行確認、支払金額の確定に当たっては、実績報告書その他関連資料を十分に確認し、適正な会計処理に努める。</p>		<p>観光課</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしたことにより、1件4,510円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、同様の事務処理にあつては、覚書を熟読、遵守するとともに出納管理課とも協議するなどし、適正な事務処理を図る。</p> <p>指摘があつた時間外勤務手当の過払分1件4,510円については、過年度戻入処理をして、平成24年9月28日に収納されたことを確認した。 今後は、勤務日振替表を作成し、複数人でチェックする体制をとることで適正な処理に努める。</p>						
<p>産業技術課</p>	<p>使用料等に係る延滞損害金の収入事務において、会計年度を平成24年度とすべきところ平成23年度としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、使用料等に係る延滞損害金の収入事務が発生した場合は、会計年度を関係法令により確認し、適正に処理するとともに、内部チェックを強化し、再発防止に努める。</p>		<p>国際戦略推進課</p> <p>旅費の支出事務において、夕食代が対外交流費で支出されているにもかかわらず宿泊料の減額調整を行わなかったことにより、4件9,280円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払分については、平成24年7月25日に返納処理を完了した。 今後は、出張者と管理調整担当者との連携を密にし、所属内のチェック機能を強化することで再発を防止する。</p>						
<p>情報産業課</p>	<p>ソフトピアジャパンセンター入居施設の利用料金に関する覚書に基づく納入金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 指定管理者による事業報告書の提出後に納入金額を確定し調定すべきところ、提出前に調定を行っていた。 2 納入金収入の会計年度を平成24年度とすべきところ平成23年度とされていた。</p>	<p>1 本来は、年度の終了後1か月以内に提出される「事業報告書」の提出により収入金額を確定し、調定すべきところ、平成24年3月31日付で指定管理者より提出された「平成23年度ソフトピアジャパンセンター管理運営委託業務に係る事業収支報告書」により、納入金額を確定し、調定を行ったため事務処理を誤ることとなった。 今後、同様の事務処理にあつては、覚書を熟読、遵守し適正な事務処理を図る。 2 会計年度についても、1と同様の事情により平成23年度処理としてしまい、事務処理を誤ることとなった。</p>		<p>農政部</p> <table border="1" data-bbox="399 1164 686 1612"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>農産物流通課</td> <td>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置すること</td> <td>過払分については平成24年8月13日付け調定決議書兼収入金調書にて該当者へ納入通知書を送行し、同年8月22日に収納した。 各職員へ今回の事例を示して、用務先から宿泊場所への交通費が発生しない場合は旅行諸費を支給しない</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	農産物流通課	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置すること	過払分については平成24年8月13日付け調定決議書兼収入金調書にて該当者へ納入通知書を送行し、同年8月22日に収納した。 各職員へ今回の事例を示して、用務先から宿泊場所への交通費が発生しない場合は旅行諸費を支給しない	
機関名	監査結果	講じた措置									
農産物流通課	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置すること	過払分については平成24年8月13日付け調定決議書兼収入金調書にて該当者へ納入通知書を送行し、同年8月22日に収納した。 各職員へ今回の事例を示して、用務先から宿泊場所への交通費が発生しない場合は旅行諸費を支給しない									

農地整備課	<p>もに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>このルールの徹底や、宿泊旅費の命令・復命時の決裁ルート内での旅行者と承認者との再チェックにより再発の防止を徹底した。</p>
<p>時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替ができなかった勤務時間に係る支給割合の誤りにより、2件2,885円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた時間外勤務手当については、平成24年8月8日及び9日に過年度戻入の調定を行い、それぞれ同年8月15日及び20日に該当者2名から戻入された。再度の発生を防止するため、時間外勤務手当支給の決裁の際には、担当のほか、係長、総括管理監の段階で必ずチェックを行う等事務処理体制の見直しを行った。</p>	<p>過払いとなっていた時間外勤務手当については、平成24年8月8日及び9日に過年度戻入の調定を行い、それぞれ同年8月15日及び20日に該当者2名から戻入された。再度の発生を防止するため、時間外勤務手当支給の決裁の際には、担当のほか、係長、総括管理監の段階で必ずチェックを行う等事務処理体制の見直しを行った。</p>
<p>西濃農林事務所</p>	<p>平成23年度に発生した公務中の交通事故に係る修繕料の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度中に事前決裁を経ないまま、破損した公用車の修理を修理業者に依頼し、修理を完了させていた。 2 平成23年度中に修理業者からの請求書を受理したにもかかわらず、速やかに支払手続をとらなかつたことにより、修理業者に対する239,577円の支払が149日遅延（平成24年度支出）するとともに、遅延利息3,000円が支払われていた。 	<p>会計事務処理にあたっては、岐阜県会計規則等の内容を再確認するとともに、疑義が生じたときは振興局出納課に確認のうえ処理を行うこととした。今後も、岐阜県会計規則、経理事務等の研修を積極的に受講し、基礎的、専門的知識のさらなる習得に努め、適正な会計処理を行う。</p> <p>また、定期的な課内会議の実施や職員が互いに相談しやすい職場環境づくりにより、職員間での情報の共有化に努めるとともに、チェック体制を強化するなど事務処理体制の見直しを図る。</p>

<p>機関名 森林文化アカデミー</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件820円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過私分となっていた旅費は平成24年5月23日に戻入した。今後は、岐阜県職員等旅費条例や旅費関係規程等を遵守するとともに、旅行命令書(旅費計算書)の内容審査を複数の職員でより慎重に行うことで、同様のミスの防止に努める。</p>
<p>機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監督結果 県が行う建設事業に対する地元市町村等負担金の収入事務において、起工同決裁日に行うべき工事着工時分徴収額の調定が1か月以上遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>出役票への監督者確認印の漏れであることを確認した。今後は、出役日ごとに監督者が確認印を押すことを徹底するなど、確認漏れを防止するとともに、支出事務においては、出役票等の支出関係書類の審査を複数の職員でより慎重に行い、同様のミスの防止に努める。</p>
<p>機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監督結果 旅費の支出事務において、旅費システムで表示される最も合理的かつ経済的な経路を採用しないで鉄道費を</p>	<p>管理調整係の収入事務担当者による取扱要領の正確な理解、そして同担当者と工事担当課である道路建設課、道路維持課及び河川砂防課の係長とによる起工同決裁日や工期の早い段階での相互確認を徹底して行い、適正な調定事務に努める。</p> <p>なお、平成24年度より工事等の起工から完了まで、調定から収納までの進捗等を常に把握するための管理表を作成し、事務に遺漏がないように取り組んでいる。</p>
<p>機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監督結果 旅費の支出事務において、旅費システムで表示される最も合理的かつ経済的な経路を採用しないで鉄道費を</p>	<p>過私分については平成24年8月27日に調定し、同年9月7日に納入済みとなっている。今後は、公共交通機関の利用を</p>

県土整備部

<p>計算したことにより、1件220円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>む旅行命令が出された際には、管理調整係の旅費事務担当者において正しい經由駅が選択されているかなど、これまで以上に注意を払うことはもちろん、係内財務事務担当者により命令ごとにチェックを行う体制をとるなど適正な旅費支給事務に努める。</p>	<p>高山土木事務所</p>	<p>平成23年度における高山土木事務所での河川占用料について確認したところ、特定の職員による15件の許可事務に関して13,280円の請求誤りを発生させるなど下記の不適正な事務処理がなされていたことが認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決裁を経ないで不正に所長の公印を使用し河川占用許可書を交付した(5件) 2 河川占用許可書を改ざんし、調定決議書に添付して使用した(2件) 3 河川占用料に係る調定手続を怠った(12件、請求誤り額11,860円) 4 河川占用許可台帳の更新を怠ったために次年度以降の占用料を誤らせる原因を生じさせた(4件、請求誤り額1,420円) さらに、当該職員が在籍した平成21年度から22年度までの事務処理について検証した結果、上記に加えて土石採取料(10件、請求不足額5,330,850 	<p>事実確認書で報告した不適正な事務処理15件について詳細な調査を実施した結果、以下の事実が確認された。</p> <p>事案1 決裁を経ないで許可書が交付された事案が、新たに7件確認され、指摘を受けた5件と併せて12件となった。これらについては、許可書を突合し、許可内容に問題がないことを確認した上で、追認決裁を完了した。</p> <p>事案2 許可書を改ざんした事案が、新たに7件確認され、指摘を受けた2件と併せて9件となった。これらについては、許可書を相手方から入手し、許可内容に問題がないことを確認した上で、調定決議書を適正な内容に訂正した。</p> <p>事案3 調定決議を怠った23年度の12件、収入未済額11,860円の指摘を受けた事案については、8件、収入未済額4,510円であったことを確認した。これらについては申請書と許可書を突合し、許可内容に問題がないことを確認した上で、調定決議を行い、平成25年1月25日までにすべての収入未済について収納された。</p> <p>事案4 占用許可台帳の登録を怠り、平成24年度占用が収入未済と</p>	<p>円)及び河川占用料(11件、請求不足額等358,564円)に関しても、同様の不適正な事務処理が確認された。</p> <p>このような不適正な事務処理が発生したのは、公印管理が不十分であったこと、適正文書收受手続がなされていなかったこと、河川占用料及び土石採取料に係る許可申請書の收受、許可手続の起案、許可証の発行及び許可台帳の更新までの一連の手続が特定の職員に集中し、適切な職務分離が行われていなかったこと、上席者の決裁における確認が不十分であったことなどが原因と考えられる。</p> <p>高山土木事務所においては、請求不足となっている河川占用料及び土石採取料について速やかに措置を講じられた。</p> <p>また、平成24年10月26日に実施した随時監査において建設政策課、道路維持課、河川課及び砂防課に対して道路、河川及び砂防施設の使用許可事務の適正化について本課検討事項とする監査結果を公表している。当該監査結果も踏まえた上で、岐阜県公印規程に基づく公印管理の徹底、河川占</p>	<p>なった4件1,420円については、申請書及び不正交付された許可書を相手方から入手し、許可内容に問題がないことを確認した上で、追認決裁及び許可台帳の登録を行い、平成25年1月15日までにすべての収入未済について収納された。</p> <p>平成21年度から平成22年度までの事務処理について、砂利採取認可に係る10件の不適正処理については、申請書及び不正交付された認可書を相手方から入手し、認可内容に問題がないことを書面及び現地で確認を行うとともに、調定が必要な8件について調定決議を行い、収入未済となっていた5,330,850円の土石等採取料すべてについて平成24年11月19日までに収納された。</p> <p>また、河川占用許可に係る不適正処理11件358,564円について詳細調査を実施した結果、8件357,992円が収入未済であったことを確認した。これらについては、申請書及び不正交付された許可書を相手方から入手し、許可内容に問題がないことを確認した上で、追認し、調定決議を行い、収入未済となっていた357,992円について平成25年1月15日までに収納された。</p> <p>一連の不適正事案は指摘のとおり、公印管理、文書收受、事務分掌及び決裁確認に関する原因があったものと認識し、所内で潜在している問題を抽出し、検討会議を行った結果、次のとおり改善することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公印管理については、各担当課長が公印管理者(公印取扱主任者)の承認を得て、許可認可書等に押印する。 文書收受については、許可認可申
--	---	----------------	---	---	---	--

<p>用料や土石採取料の許可及び収入手続における職務分離の適正化、上席者による確認の徹底などによって内部統制機能を強化し、適正な事務執行を行うよう万全の態勢をとらねたい。</p>	<p>請書等は担当職員以外が文書件名補助簿に記載し、文書取扱責任者の收受及び施行確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務分掌については、一連の事務処理を複数名で分離して処理することは、事務処理の効率性に影響し、かつ、県民サービスへの低下が懸念されたため、職務分離は困難である。そこで、決裁確認において許認可書の押印、許可決裁書、調定決議書及び納入通知書の突合並びに收受文書の処理完結を事務担当者以外の職員及び文書取扱責任者が点検し、確認することにより不正防止を図る。
---	--

ぎふ清流国体推進局

<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>競技力向上対策課</p>	<p>岐阜県保健体育等振興補助金(国民体育大会選手団派遣事業)の交付事務において、補助対象となる宿泊費の積算に用いる宿泊単価について、交付要領に定められた額の調整を行っていたが、調整方法について要領等に明文化されていなかった。この調整した宿泊単価に基づき交付決定したことにより、4,287円が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>宿泊単価の調整を行った平成19年度から現在までの補助金についても再度内容を確認し、過大となっているものについて、今回の指摘分と併せ、平成24年12月26日に戻入した。また、岐阜県保健体育等振興補助金(国民体育大会選手団派遣事業)交付要領について、平成24年8月1日に改正し、宿泊単価の調整方法について明文化するとともに、補助金交付団体に説明を行った。</p>

<p>教育委員会</p>		
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>

<p>東濃教育事務所</p>	<p>雇員に係る資金の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資金4件28,000円の支払が最大約6か月遅延していた。 出投票に監督者の確認がなされないまま支払が行われているものがあった。 	<p>資金の支払について、支出担当者及び監督者のダブルチェックを徹底し、平成24年度は遅滞なく適正に処理している。</p> <p>出投票の確認については、雇員の勤務終了時に監督者による確認を必ず行い、出投票への押印を徹底するとともに、今後は同様のミスがないよう防止に努める。</p>
<p>博物館</p>	<p>旅費の支出事務において、業務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払分については、平成24年6月22日に収納済みである。</p> <p>今後、旅費の支出事務においては、目的地から宿泊地までの距離や交通手段を本人に確認するなど、関係諸規程に従い適正な執行に努める。</p>
<p>羽島北高等学校</p>	<p>特殊勤務手当の支給事務において、事務処理の誤りにより、教育職員手当1件2,400円が過払いになっていたもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払分については、平成24年11月21日に過年度戻入を行った。</p> <p>今後は、システムへの入力誤りがないよう留意するとともに、送信結果リストだけではなく、給与簿で支給額を確認することを徹底する。</p>
<p>岐阜総合学園高等学校</p>	<p>高等学校入学考査料に係る収入証紙の取扱事務において、消印が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>消印の行われていなかった収入証紙については、校長の指示により消印を行った。</p> <p>今後は、受検に関わる職員すべてに収入証紙の消印事務の内容を周知徹底するとともに、消印日、消印件数、消印高を記載した消印完了報告書を別途作成のうえ校長決裁を受けるとし、適正な事務処理に努める。</p>

<p>各務原西高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、同一行程の4件の旅行について、用務先から宿泊場所への交通費が発生しているにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2,200円が過払いになっていたほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、840円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなった旅費については、平成24年12月25日に再精算を行い戻入処理をし、同年12月26日に収納した。 今後は、職員に対し関係規則を理解させるとともに、判断に迷う行程については、事前に関係機関担当者へ問い合わせを行うなど適正な執行に努める。</p>	<p>各務原西高等学校</p>	<p>冷温水発生器保守点検業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査及び競争入札を行うことなく、見積合わせによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、岐阜県会計規則をより遵守するとともに、複数の事務職員による書類の確認を徹底するなど内部牽制を厳密に働かせることで、このような不適正な契約事務を行うことがないよう努める。</p>	<p>岐阜県農林高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、宿泊料定額を超える部分に相当する額の宿泊料を支給したことにより、1件3,200円が過払いになっていたもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘のあった過払分については、平成25年1月16日に納入通知書により職員から返還(納入)を受け、同年1月18日に過年度戻入処理をした。なお、指摘を受け、平成24年度の旅費についても見直しを行い、同様の案件1件(4,000円の過払)について、同じく職員から返還(平成25年1月16日納入)を受け、同年1月18日に戻入処理をした。 今回の指摘を教訓として活かし、これまで以上に旅費関連規程等に注意を払い、適切な旅費の支給に努めるとともに、旅費担当者以外の職員によるダブルチェックを図る。</p>	<p>羽島高等学校</p>	<p>建設工事に係る契約事務</p>	<p>契約情報を公表していなかった案</p>
<p>池田高等学校</p>	<p>現金取扱事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は管理体制に万全を期し、適正に処理されたい。 1 高等学校入学金の現金取扱事務において、会計員から出納員へ速やかに現金が引き継がれなかったことにより、現金受領日当日に行うべき1件5,650円の金融機関への現金払込が18日遅延するとともに、現金出納簿への現金受入日の記載を誤って現金払出日と同日としているものがあった。 その他、同様の現金出納簿への記載誤りが2件認められた。 2 公衆電話(ピンク電話)使用料の現金取扱事務において、現金出納簿に現金受払いの記載がなされていないものがあった。</p>	<p>件について、公表の手続を行った。 今後は、契約情報の公表に関する制度について再確認して、対象の案件かどうかを事前に複数の職員で確認し、対象の案件については全体の進行管理を明確にし、その中に契約情報の公表の項目を含めて事務を進めるようにする。 また、事務完了後は、複数の職員が契約情報の公表が適正に遂行されているかどうかを確認することにした。</p>	<p>大垣養老高等</p>	<p>旅費の支出事務において、</p>	<p>1 当該案件は、会計員と出納員の内部牽制体制が不十分であったために、現金5,650円が未処理のまま18日間も滞留してしまったものと考えられることから、正規の現金保管場所及び速やかに金融機関へ現金払込を行わなければならないことを理解して、再発防止に努める。 今後の再発防止策として、収入及び支出に関するチェックリストにより出納員が点検するとともに、職員が各種研修を受講して会計知識を深める。 また、現金出納簿の記載については、現金受入日について適正に記載するように改めた。 2 公衆電話使用料の現金出納簿への記載漏れについては、予備監査翌日の平成24年5月10日に記載済みで、今後は確実に記載するように努める。</p>	<p>過払額については戻入の手続をと</p>					

<p>学校</p>	<p>旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件700円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>り、平成24年9月4日に納入された。今後は、旅費の支給に際して旅行者から旅行内容を十分に確認するとともに、起業者以外の者がチェックする体制を整える。 特に、宿泊を伴う旅行については、事前に担当職員に相談するよう平成24年5月16日に開催した職員会議において徹底するなど、旅費の支出誤りをなくすよう努めている。</p>	<p>また、旅行後には、その支払われた金額等の確認を行い記録を残すなど、再発防止に努めるものとする。</p>
<p>八百津高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今回指摘のあった過払分については、平成24年8月17日に戻入処理し、同年8月21日に収納した。 今後は、出張者から宿泊場所と用務先の場所が記載された地図を提出させ、宿泊場所と用務先の距離及び交通費の発生の有無について確認するなど、適正な事務処理に努める。</p>	<p>旅費の過払分については、平成25年2月5日に戻入を確認した。また、支払不足分については、平成25年1月24日に追給をした。 今後は、特に県外の旅行命令の場合、旅行行程・合理的かつ経済的な経路の選択・旅行諸費の必要性などについて、複数の職員によるダブルチェックを行うこととする。</p>
<p>可見高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いになっていたの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過大に支払っていた旅行諸費550円について、平成24年9月6日に過年度戻入の調定を行い、同年9月10日に収納した。 出張先とホテル間の距離や移動手段の確認を怠ったものであり、今後は、宿泊する場合は出張者に必ず事務長を含む複数の職員が確認するようにした。</p>	<p>過年度分2件3,619円、現年度分6件13,907円、計8件17,526円について、平成24年10月22日に収入調定決議を行い、同年11月12日納入済であることを確認した。 今後は、算定方法を複数人で確認するなど、適正な会計事務に努める。</p>
<p>多治見工業高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、出張用務の主催者から別途旅費が支給されているにもかかわらず、学校の経費からも旅費を支給したことにより、1件2,664円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本校で支払った旅費について、今回の指摘事項のほかにも私過ぎていくものがないか確認したところ、私過ぎていたのはこの1件のみであり、返還の手続を行い、平成24年10月24日に収納した。 今後は、すべての旅行について、その同いの際に、学校以外からの旅費の支払の有無を記入させ、事務局で確認を徹底する。</p>	<p>旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理による</p>
<p>中津商業高等学校</p>	<p>自動販売機の設置に係る電気料金の収入事務において、立替払を行った電気料金を算定する際に基本料金を含めていなかったことにより、8件17,526円を過少に徴収していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理による</p>	<p>旅費840円及び1,800円については平成24年12月6日に対象者へ納入通</p>

	<p>り10件2,640円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 旅行行程を誤ったまま旅費の精算を行ったこと及び交通実費に加えて旅行諸費を支給していたことにより、1件840円が過払いとなっていた。</p> <p>2 鉄道賃に係る減額調整額について、特急料金の開散期割引が適用されていない旅行会社の誤った請求金額をもとに算定したことにより、減額調整分9件1,800円が過払いとなっていた。</p>	<p>知書を配布し、同年12月7日に戻入されたことを収納状況一覧表にて確認した。</p> <p>今後は、旅行行程の確認を複数の職員で厳密に行うとともに、旅行会社等からの請求に基づき支払についても内容を精査し、旅費計算を行い再発防止を図る。</p>	<p>中津川工業高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払金については、平成24年9月6日収納した。</p> <p>今後は、さらに、旅行命令、復命の決裁、審査の強化に努めるとともに、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、周知、指導を行うこととする。</p>	<p>飛騨高山高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 1件の旅行について、用務先から宿泊地への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1,100円が過払いとなっ</p>	<p>過払いとなった金額について、年度分旅費戻入として調定決議を行い、平成25年1月17日に納付されたことを確認した。</p> <p>今後は、関係書類による経路の確認、業者からの請求書等との照合も複数の職員で行う体制とし、適正な事務処理に努める。</p>	<p>高山工業高等学校</p>	<p>ていたほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、240円が支払不足となっていた。</p> <p>2 鉄道賃に係る団体割引を適用して旅行したにもかかわらず、旅費の計算上は適用しなかったことにより、3件2,460円が過払いとなっていた。</p>	<p>旅行諸費についての認識不足から生じたものであり、該当職員の過払分の旅費については戻入手続をし、平成24年9月12日まですべての該当職員分について戻入した。</p> <p>今後は、旅費担当者に飛騨振興局等が主催する研修会などにおいて、旅費制度について研修させた上で、熟知させるとともに、「岐阜県職員等旅費条例」等を遵守し、十分に注意の上、適正な事務処理に努める。</p>	<p>飛騨神岡高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、修学旅行引率に係る用務地と宿泊先との移動に要する経費が別途支給されているにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、7件11,550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いされた830円については、平成25年1月17日に戻入した。</p> <p>今後は、旅行行程、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱い等、旅行命令、復命書等のチェックを複数の職員で確実に行うように体制を強化した。</p>	<p>飛騨神岡高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、1件の旅行について、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1,100円が過払いになったほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、270円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>事業発覚後、未私の新聞購読料の支払及び戻って支払った新聞購読料の戻入を行った。</p> <p>今後は、決裁の各段階において、</p>	<p>新聞購読に係る平成22年度の消耗品費の支出事務において、債権者でない第三者に支払いを行ったこと</p>
--	--	---	------------------	--	---	-----------------	--	---	-----------------	---	---	-----------------	---	--	-----------------	--	---	--

<p>より、債権者に対する1件17,961円の支払いが83日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたの で、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支出に係る証拠書類の突合、審査を徹底し再発防止に努める。</p>	<p>特別支援教育就学奨励費負担金等の支給事務において、家用自動車による交通費算定方法を誤ったことにより、32件5,004円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成24年7月18日に保護者に対して、お詫びと説明会開催についての文書を配布した。その後同年7月20日の終業式終了後、平成23年度就学奨励費の支給において、通学費用の支給誤りがあったこと、その原因、支払不足金の支払方法等について説明を行い、保護者の了承を得た。支払不足金5,004円については、同年7月31日に保護者32名各々の口座に振込みを完了した。 今後は、支払事務について、余裕を持ってを行い、就学奨励費支援システムを用いて機械入力したものと、手持ちで計算したものとを必ず照合し、正しく計算されていることを確認して、支払をする。</p>	<p>東濃特別支援学校</p>	<p>生産物の管理及び売払い収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 売却等の処分をしようとするときは、作業製品の処分調書により売却等のための措置を決定すべきところ、手続がされないまま売却されていた。 2 作業製品品目別野帳における処分日(引継日)と作業製品出納簿における引継日が異なっていた。 出納員が記帳する作業製品出納簿との突合を、毎月定期的を実施することとした。</p>										
<p>警察本部</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機動隊</td> <td>日任用職員に係る平成22年度の賞金支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に対する3件240,966円の支払が最大519日遅延するとともに、遅延利息34,409円が支払われていたの で、今後は適正に処理されたい。</td> <td>事案発覚後、直ちに未払賞金の支払及び誤って支払った賞金の戻入を行った。 この事案を受け、会計事務担当者相互、会計事務担当最上位者及び決裁の各段階において、支出にかかるとの証拠書類の突合を徹底し、同種事案の絶無を期している。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	交通機動隊	日任用職員に係る平成22年度の賞金支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に対する3件240,966円の支払が最大519日遅延するとともに、遅延利息34,409円が支払われていたの で、今後は適正に処理されたい。	事案発覚後、直ちに未払賞金の支払及び誤って支払った賞金の戻入を行った。 この事案を受け、会計事務担当者相互、会計事務担当最上位者及び決裁の各段階において、支出にかかるとの証拠書類の突合を徹底し、同種事案の絶無を期している。	<p>その他</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働委員会事務局</td> <td>旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</td> <td>過払いとなっていた旅費は、戻入手続を行い、平成24年8月24日まで2,200円を収納した。 また、旅行諸費の取扱いに変更となった平成21年度以降の支出について、同様の誤りがないか確認し、過払いとなっていた旅費(3件3,300円)の戻入手続を行い、全額を収納した。 職員に対しては、毎月全職員で行っている総会等打合せ会議(平成24年8月21日)において、岐阜県旅費条例施行規則第18条第2号及び旅費制度事務の手引Q26により、用務先と宿泊先が近接しており、用務先から宿泊先までの交通費実費が発生しな</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	労働委員会事務局	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費は、戻入手続を行い、平成24年8月24日まで2,200円を収納した。 また、旅行諸費の取扱いに変更となった平成21年度以降の支出について、同様の誤りがないか確認し、過払いとなっていた旅費(3件3,300円)の戻入手続を行い、全額を収納した。 職員に対しては、毎月全職員で行っている総会等打合せ会議(平成24年8月21日)において、岐阜県旅費条例施行規則第18条第2号及び旅費制度事務の手引Q26により、用務先と宿泊先が近接しており、用務先から宿泊先までの交通費実費が発生しな
機関名	監査結果	講じた措置													
交通機動隊	日任用職員に係る平成22年度の賞金支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に対する3件240,966円の支払が最大519日遅延するとともに、遅延利息34,409円が支払われていたの で、今後は適正に処理されたい。	事案発覚後、直ちに未払賞金の支払及び誤って支払った賞金の戻入を行った。 この事案を受け、会計事務担当者相互、会計事務担当最上位者及び決裁の各段階において、支出にかかるとの証拠書類の突合を徹底し、同種事案の絶無を期している。													
機関名	監査結果	講じた措置													
労働委員会事務局	旅費の支出事務において、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件2,200円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費は、戻入手続を行い、平成24年8月24日まで2,200円を収納した。 また、旅行諸費の取扱いに変更となった平成21年度以降の支出について、同様の誤りがないか確認し、過払いとなっていた旅費(3件3,300円)の戻入手続を行い、全額を収納した。 職員に対しては、毎月全職員で行っている総会等打合せ会議(平成24年8月21日)において、岐阜県旅費条例施行規則第18条第2号及び旅費制度事務の手引Q26により、用務先と宿泊先が近接しており、用務先から宿泊先までの交通費実費が発生しな													

<p>議会議務局</p>	<p>歳入歳出外現金の払出事務において、従業員等の給与所得に係る特別徴収税の納入が20日以上遅延し、この結果、督促手数料2件300円が果費で支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>い場合の旅行諸費は支給できないなどの、旅行諸費の支給要件について説明を行い、今後の旅行命令システム入力の際の注意点について確認するとともに、出張伺い及び復命時のチェックを徹底することとし、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理に努めている。</p>
<p>3 指導事項に基づき講じた措置 127件の指導事項に対し、すべてについて措置を講じたとの通知を受けた。</p> <p>総務部</p>	<p>機関名 監査結果</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料109,200円及び工事請負費73,500円が支払われていたので、職員が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に心がけるよう指導するとともに、他の職員に対しても交通安全について周知徹底を図った。</p>
<p>機関名 管財課</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料167,842円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>安全運転管理者による交通安全教育の中で、運転に従事する職員に対し、安全運転の徹底を図るとともに、駐車場所の際に空きスペースを確保した。</p>
<p>職員研修所</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を財産収入とすべきところ諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>出納整理期間内であったため、平成24年5月29日に収入科目の更正処理を行い訂正した。 今後は、このようなことがないよう、出納メールでガジンや会計事務質疑応答集から情報収集を行い、さらに、会計事務の知識向上を図るとともに、決裁時には、「会計例規集」及び「審査の手引き」等を確認しながら、複数の目でチェックを適切に行うことを職場内で周知徹底した。</p>
<p>環境生活部</p> <p>機関名 環境管理課</p>	<p>物品の処分事務において、平成23年度に売却した物品の物品処分等調書による出納通知が遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>今後は、このような通知の遅延が発生しないよう、関係条例等に関する理解を深めるとともに、物品処分等の事実が発生した場合、直ちに通知を行うなど職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>健康福祉部</p> <p>機関名 健康福祉政策課</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>未公表となっていた建設工事に係る契約情報については、平成24年9月11日に岐阜県庁ホームページに公表した。 今後は、県民生活相談センター作成の会計処理チェック表に「契約情報の公表」の項目を加えて漏漏を防止、該当する建設工事を行った場合は、速やかに公表するよう適正な事務の執行に努める。</p>

<p>障害福祉課</p>	<p>かつ工事内容及び工期が類似する複数の工事を集約して発注すれば、より経済的に契約できる可能性があるものが認められたので、今後は経済性を考慮した契約手続に努められたい。</p>	<p>現場で確認の上、担当のみでなく、係内において経済性、効率性等を検討して、より経済性を考慮した契約手続に努める。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>物品の管理事務において、取得時に物品登録の手続を行わず、県有備品として適正な管理を行うことなく長期間貸し付けた状態となっていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>県有備品として適正な管理を行うことなく長期間貸し付けていた備品については、平成23年11月15日及び18日に物品登録の手続を完了した。今後は、物品の管理事務において、取得時に適正に物品登録を行うとともに、備品台帳と確実に突合し、備品の貸付けをしている各県有施設に対して貸付物品の現地確認を行うなど、適正な物品の管理事務に努める。</p>	<p>地域福祉企画課</p>	<p>現金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 書き損じのあった現金領収証書を保存していなかった。</p>	<p>現金領収証書の一連番号については、直ちに記載した。今後は、岐阜県会計規則等に基づき、適正に処理する。</p>	<p>地域での支え合い活動情報活用支援事業委託業務に係る検査事務において、年度末日の3月31日までに委託業務完了届及び実績報告書等が提出されていないにもかかわらず、適正に委託業務が行われたことを確認したとする検査調書が同日付けで作成されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>委託業務の事務フロー及び注意点について職員に周知するとともに、係内主任、副主任によるダブルチェック、出納員による契約書、岐阜県会計規則との適合性チェックを徹底し、適正処理に努める。</p>	<p>岐阜保健所本 葉・山県セン ター</p>	<p>現金収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつとして保存しておくべき現金領収証書原符を調定決議書兼収入金調書に証拠書類として添付していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現金領収証書に一連番号を記載した。 現金領収証書原符は編てつとして保存し、原符(写)を調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付するように改善した。 岐阜県会計規則等を会計員、出納員及び決裁権者(所長)で再確認し、チェック機能の強化を図った。 	<p>関保健所都上 センター</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、8件18,051円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今回指摘のあった8件の未払について、平成24年9月21日の給料支給時に支払を完了した。 また、指摘のあった平成23年度及び平成24年度の執行分について精査し、他に誤りがないことを確認した。今後は、取扱い等について周知徹底を図るとともに、複数の担当者によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>	<p>東濃保健所</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、事前決裁書において売却予定価格を定めるべきところ、売却予定価格を定めず、業者からの見積額を売却額としていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今回の事案については、岐阜県会計規則及び岐阜県会計規則取扱要領に対しての認識不足により生じたものであり、今後は、会計担当職員をはじめ管理調整業務に携わるすべての職員を対象に職員研修を実施し、会計関係法規を深く理解した上で、適正な事務処理を遂行していくこととする。</p>	<p>恵那保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料82,773円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職場研修会を実施し、職員の交通事故防止について安全運転意識の向上を図るとともに、毎日の朝礼においても出張予定者に対して安全運転の注意喚起を行うこととした。</p>
--------------	---	--	--------------	--	---	----------------	--	---	---	---	---------------------------------	---	---	------------------------	--	--	--------------	---	--	--------------	---	--

		<p>また、交通安全推進員を中心として、四半期の交通安全県民運動等と併せて職員に対して交通安全の啓発を行っている。</p> <p>併せて、公用車運転資格要件を満たす者であっても、自動車運転歴が比較的短い新規採用職員に対しては、採用後一定期間公用車を運転させない等の交通事故対策を講じた。</p>	
保健環境研究所	<p>緊急雇用創出事業臨時特別基金事業に基づく雇員の雇用に係る事務において、6か月を超える期間を雇用期間としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特別基金事業に基づく雇員の雇用にかかる事務において、6か月を超えて雇用した期間にかかる経費923,209円については、平成24年7月25日に同基金に返還した。</p> <p>今後は、関係規程等に十分留意し、適正に執行するようにしていく。</p>	
衛生専門学校	<p>入学試験料に係る収入証紙の取扱事務において、受験願書を受理した日付をもってその都度消印すべきところ、最終の受験願書を受理した日付でまとめて消印を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、当日の受験願書受付終了後に、消印漏れの有無や日付が適正かなどを複数の目でチェックし、適正な事務処理に万全を期すものである。</p>	
中央子ども相談センター	<p>児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 負担金の納入遅延に係る延滞金の算定方法を誤ったことにより、1件100円が過大に測定されていた。</p> <p>2 負担金の未納者について、費用負担金滞納状況一覧表及び滞納整理記録簿</p>	<p>1 過大に徴収していた延滞金について、平成24年11月22日に本人に返納した。</p> <p>今後は、岐阜県税外収入延滞金徴収条例の規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数人による確認体制をとるものとする。</p> <p>2 未作成となっていた費用負担金滞納状況一覧表及び滞納整理記録簿については、平成24年6月28日に作成を完了した。</p> <p>また、各職員には、該当事案を扱うことについて一覧表及び記録簿を</p>	
西濃子ども相談センター	<p>児童福祉費負担金の収入事務において、負担金の納入遅延に係る延滞金の算定方法を誤ったことにより、1件300円を過少に測定していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導を受けた事案については、平成24年7月4日に再計算を行い是正した。他の案件についても再計算を行い、適正に処理されていることを確認した。</p> <p>今後は、延滞金の算定にあたっては、岐阜県税外収入延滞金徴収条例の規定に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数の職員で計算することを徹底していく。</p>	
中濃子ども相談センター	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき入札・契約情報の公表が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度中の建設工事に係る契約情報については、公表を必要とする工事の1件が公表できていない状態となっていた。</p> <p>指導を受けた事案については、平成25年2月21日に岐阜県庁ホームページに公表した。</p> <p>今後は、該当する建設工事を行う場合は、契約時に担当者が電子入札システムの契約情報を入力し、担当者以外がホームページ上に正しく公開されているか確認することとし、契約情報が速やかに公表できるように、適正な事務処理を行うように努める。</p>	<p>簿が作成されていないものがあつた。</p> <p>成、記載するよう周知を図つた。今後は、台帳整備事務が遅滞しないよう適正な事務処理に努める。</p>
時間外勤務手当の支給事務において、週休日指定			

<p>した日の勤務に対し時間外勤務手当を支給しなかったことにより、1件3,017円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>手続を行い、平成24年9月分給与支給時に併せて支払っている。 今後は、毎月の時間外勤務手当を計算する際に、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿、時間外出勤務簿と出勤簿を整合性確認の上提出してもらい、管理調整係及び命令権者による複数チェックを行うことにより、適正な執行に努める。</p>	<p>所属内の定例会議において、より一層安全運転に努めるよう全職員に注意喚起を行った。</p>	<p>東濃子ども相談センター 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金34,688円及び修繕料29,632円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内に収支等命令者へ立替金を請求すべきところ、27日後に請求していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>立替私を行った職員は、立替金の請求を5日以内に速やかに行わなければならないことを職員に周知徹底した。 特に、立替私を必要とする出張時の参加諸費・ガソリン代の支出金調書に精算期限の付せんを付して、適正な事務処理が行われるようにした。 未公表となっていた建設工事にかかる契約情報については、平成24年6月20日に岐阜県庁ホームページに公表した。 今後は、該当する工事を行った場合は、速やかに公表するよう適正な事務処理に努める。</p>	<p>女性相談センター 建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公務中に車両を損傷させた2件のき損事故について、修繕料83,832円が支払われていたことで、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>全職員が参加する職員会議及び毎月の運営会議において、車庫に公用車を保管する際には十分徐行して入庫するなど、公用車の適正な管理について周知徹底した。 また、今後も引き続き職員会議等</p>	<p>において職員に対し公用車のき損事故の防止について徹底を図る。</p>	<p>商工労働部 機関名 情報産業課 監督結果 不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を財産収入とすべきところ諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 今後の収入調定にあつては、岐阜県会計規則による判断だけでなく、出納管理課へ確認するなどして、適正な事務処理を図る。</p>	<p>工業技術研究所 外構工事に係る工事請負費の支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、契約締結日の翌日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札・契約情報の公表が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 平成24年7月4日に岐阜県庁ホームページの入札情報ページに入札・契約情報を公表した。 今後は、速やかに対処するように努める。</p>	<p>自家用電気工作物の保安業務委託に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に関係条文等を記載しなければならなかったため、今後は適正 岐阜県の契約書様式を使用しない時には、必要な条項について記載があるかを確認することとした。 なお、平成24年度の契約については、必要な条項の記載を行っている。</p>
---	--	---	---	---	--	---	--	--	---------------------------------------	---	--	---	--	---

産業技術セン ター	開放試験室設置機器使用料の収入事務において、使用料金確定の都度に行うべき調定が最大で6日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	開放試験室設置機器の利用が完了し、使用料金が確定した時点で、当該開放試験の機器利用に係わる職員は、利用料金を明記した申込書(原本)を当日中に管理調整係受付へ提出することとし、使用料金確定の都度、調定を行うことを徹底した。	情報科学芸術 大学院大学	立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内に収支等命令者へ立替金を請求すべきところ、26日後に請求していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	次回契約からは、担当者、副主任者、管理調整担当者それぞれの立場でのチェックの強化を徹底するとともに、立替金の請求時期に不備がないよう十分注意するよう周知徹底を図った。 また、毎月の事務局ミーティング等において、岐阜県会計規則を遵守するよう徹底する。
	警備業務委託に係る契約事務において、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	契約に当たっては、担当者、副主任者、管理調整担当者それぞれの立場でのチェックの強化を徹底するとともに、契約保証金の事務手続に不備がないよう十分注意するよう周知徹底を図った。 また、毎月の事務局ミーティング等において、岐阜県会計規則を遵守するよう徹底する。	農政部	農産物流通課	時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給事務において、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に命令権者の印及び検印を押印していないものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	岐阜農林事務所	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料69,300円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。	西濃農林事務所	損害賠償金96,453円及び修繕料49,481円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	路網整備加速化事業費補助金の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の提出において、補助事業が完了したときに提出されるべきところ、1件の補助事業であるにもかかわらず補助対象の4路線の事業がそれぞれ完了した時点で分割して提出されたものを受理していた。 2 補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限は補助事業完了の日から起算して20日を経過した日までと規定されてい
	することで、再発の防止を徹底した。	1 自動車を使って出張する際には、上司が事故防止について声掛けするとともに、毎週1回課単位で朝礼を実施し、交通安全・事故防止について徹底することとした。 2 公用車内に「後退時の確認徹底」「一時停止の実行徹底」「交差点内の徐行・安全確認徹底」の注意事項を掲示した。	平成23年度の状況を踏まえ、平成24年度においても所内課長会議(平成24年4月2日)及び所内課長・係長会議(同年6月8日)を通じて、職員に対し交通安全、事故防止について徹底を図った。 今後も、職員に対する日頃からの声掛けなど、職員の交通安全意識の向上により再発防止に努める。	今後は、複数の補助対象路線を同一の交付決定としてしている場合については、全路線完了後に一括で実績報告書の提出を求めるとともに、全路線に係る事業主体の検査日を事業完了日とし、その完了日から起算して20日を経過した日を実績報告書の提出及び受理期限とするよう、課長・係長会議において職員に周知徹底を図った。	

	<p>るところ、期限までの提出及び受理がなされていないかった。</p>					<p>理されたい。</p>	<p>等複数の職員で行程の合理性をチェックすることが必要であると考えており、職員に対し全旅行行程を明記した書類を提出させるとともに、特に宿泊地の選定に関しては合理的旅程となるようチェックを十分に行うこととして、再発防止に努めた。</p>
	<p>時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより2件9,035円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度時間外勤務手当の支給分の支払不足の指摘を受け、速やかに再確認を行い、平成24年5月給料分で過不足の精算を行った。 また、給与担当者は支給計算ソフトによる時間外勤務率ごとの時間計算を行い、これを基に時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務計算簿に記載等を行い、さらに、給与担当者以外の者がチェックをする体制とした。</p>			<p>飛騨農林事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料64,890円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>所属長より専門職、従業員を含めた全職員に対し、所内会議において公用車及び家用車の運転時には交通ルールを厳守し、十分注意を払うよう注意喚起を行った。 さらに、毎月開催する所内会議及び毎週開催する課長会議の度に、交通事故防止の周知徹底を図った。</p>
<p>中瀬農林事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料32,550円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毎月の課長・係長会議において、交通安全に係る標語の掲示や交通事故に係る資料配付等により、交通事故防止及び公用車の安全運転・適正管理について所属職員に周知徹底した。 今後も、引き続き課長・係長会議等において、交通事故の防止について徹底を図る。</p>			<p>河川環境研究所</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決載で売却予定価格を定めるべきところ定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決載で売却予定価格を定めることを内部の会議において周知徹底し、岐阜県会計規則に基づき適正な処理を行うとともに、承認・決裁時のチェックをこれまで以上に慎重に行い、不適正な事態が生じないように努める。</p>
<p>下呂農林事務所</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料2,100円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毎月の課長・係長会議において、交通安全に係る標語の掲示や交通事故に係る資料配付等により、交通事故防止及び公用車の安全運転・適正管理について所属職員に周知徹底した。 今後も、引き続き課長・係長会議等において、公用車のき損事故の防止について徹底を図る。</p>			<p>岐阜家畜保健衛生所</p>	<p>性転換雄アコ精液販売業務委託に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条項等を記載すべきところ、記載されていないため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条項等を確実に記載することを内部の会議において周知徹底し適正な処理を行うとともに、承認・決裁時のチェックをこれまで以上に慎重に行い、不適正な事態が生じないように努める。</p>
	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件90円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処</p>	<p>支払不足となっていた90円について、平成25年1月18日付けで追給の支出手続を行った。 今回の指摘事項に対する措置としては、旅行行程すべてを明記すること、旅費担当者に加えて管理職</p>				<p>公務中に車両等を損傷させた1件のき損事故について、修繕料246,214円が支</p>	<p>職員の公用自動車の運転及び自家用自動車による出張については、従来から交通法規の遵守、安全運転の</p>

	<p>私われていたので、職員の老損事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>励行等、事故防止に努めてきたところであるが、一層の徹底を図るため以下の措置を講じ、老損事故等防止に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎月、職員会議において交通法規の遵守、安全運転・安全確認の徹底を図っている。 2 職員が出張する際、上司・同僚から安全運転・事故防止等の声掛けを行っている。 3 公用車のタツシユボードに注意喚起シールを貼付し、事故防止の徹底を図っている。「交通法規の遵守、安全運転の徹底!」「右左折・後進時、安全確認の徹底(死角要注意!)」
--	---	---

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>森林研究所</p>	<p>自家用電気工作物の保安管理業務の委託契約において、随意契約を締結するに当たり必要とされる「随意契約をすることができるときに該当することの説明書」が事前決裁時に作成されていないことがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>職員に随意契約事務処理要領を周知徹底するとともに、今後、定期的に所内会計事務研修を実施し、再発防止を図る。</p>
<p>森林文化アカデミー</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金98,000円及び修繕料105,278円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>事故後において、全職員へ事故の状況を説明するとともに、交通事故防止を促した。 今後は、教職員会議等、職員が集まる機会に交通安全の啓もうを行い、また、交通安全講習会を毎年開催することによって交通事故防止に努める。</p>

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>岐阜土木事務所</p>	<p>県が行う建設事業に対する地元市町村等負担金の収入事務において、工事請負契約の工期限日までに行うべき完了時分徴収額の調定が4日遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>工事箇所ごとに整理されている「工事台帳」により管理していた建設事業に対する地元市町村等負担金について、別途「工事番号」「事業費」「負担金額」「工期」等に関する一覧表を作成し、係内で共有し、地元市町村等負担金の収入事務に関する主任者・副主任者・係長による相互牽制体制により確認することとした。 また、担当者が異動等により交代する場合には、前述の事項を確実に後任者に引き継ぐよう指示した。</p>
<p>物品の貸付事務において、岐阜市に無償貸与した木造舟1隻及び櫂・楫各2本について、物品登録内容変更書により貸付に係る事項を記録していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料26,250円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>平成24年9月7日に備品の登録内容の変更を行い、正しい使用目的で登録し直した。 今後は、備品購入した際の登録時に使用目的を採らないよう、担当者への合議を行い、二重チェックを行うこととする。</p>
<p>道路管理上の5件の事故について、損害賠償金403,578円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>平成21年度から「社会基盤メンテナンスサポーター(MS)」制度を確立し、サポーター(現員114名)から情報収集する体制をとっている。また、所内職員にも通勤時、帰宅時等における穴ぼこ等への目配りを依頼し、職員の協力も得て、情報を収集する体制をとっている。</p>	<p>毎月の所長訓示の際に、交通事故防止の徹底について、改めて職員に周知を図った。</p>

		<p>さらに、梅雨前や台風の後雨後等には、道路維持修繕業務委託業者にパトロールを実施させ、穴ぼこ等の早期発見・処理に努めている。 予算が減少する中、緊急対応で穴埋め処理をし、穴ぼこ発生頻度の高い箇所から予算の範囲内で全面舗装補修を実施している。</p>
<p>揖斐土木事務所</p>	<p>さぶ・リバーブリーチヤーマン事業実施に伴う河川維持業務委託料の支出事務において、委託先から提出された完了届及び請求書を放置し、完了届年月日及び請求年月日からそれぞれ139日後に受理手続を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成24年度は完了届（平成24年11月2日付け）を同年11月7日に受理した後、同年11月16日付けで提出された請求書により速やかに事務処理を行い、同年12月14日に支払を完了した。 平成25年度以降は支出事務の年間スケジュールを作成し、共有フォルダに掲示することで係内の情報共有を図り、進行管理を徹底する。</p>
<p>美濃土木事務所</p>	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金1,232,438円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>事故日以降、雪庇落し用の高所作業車をサガト橋近くに待機させるようにした。また、旧サガト橋に雪庇防止対策のモデル施設を設置し、検証を行っている。 今後は、検証結果を踏まえ、対策を実施する予定である。</p>
	<p>道路占用料の収入事務において、納期限を過ぎて納入されたことにより発生する延滞金2件4,359円の徴収手続を行っていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成24年8月29日に調定の上、納入通知書を送付済みである。 今後は、占用料の収入事務に係る規定を正確に理解するとともに、収入未済分の納入があった際には、複数の職員により延滞金の発生の有無と金額の正確性を十分確認し、適正な徴収手続に努める。</p>
	<p>登記事務委託の単価契約及び支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理</p>	<p>1 平成24年度からは契約審査会及び単価契約執行同に見積書を徴取するようにしており、平成25年度以降も適正な事務処理を行っ</p>
	<p>された。 1 契約審査会及び単価契約執行同以前に見積書を徴取していた。 2 履行期限までに委託業務（登記）が完了していないにもかかわらず、完了報告書を受理し検査が行われていた。</p>	<p>ていく。 2 今後は、受託者に対して、まずは履行期限までに登記を完了させること及び完了以後に完了報告書を提出させることを徹底し、完了検査の際には、履行期限内の登記完了について、用地課の担当者及び検査者が十分な確認を行う。</p>
<p>郡上土木事務所</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成23年度の現物実査において、供用主任者と同一の者を実査担当者に指定しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>管理調整係の実査事務担当者が実査要領等の趣旨を正確に理解し、さらに、今後の指定の際には、当該指定が適正であるかどうかにも係内の複数人で着目、確認し、適正な物品の管理に努める。</p>
	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金21,000円及び修繕料14,657円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当所の職員は、皆公用車を運転する機会が多いため、交通事故の被害者、加害者を問わず当事者になってしまいう確率が高いこと、また、それは公私を問わないことも改めて肝に銘じるよう、職員全員に対してより一層の注意喚起を促した。</p>
<p>郡上土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料56,700円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に心掛けるよう指導するとともに、他の職員に対しても、交通安全について周知徹底を図った。</p>
	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金131,503円が支払われていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>事故発生現場以外に同様の構造物がないか管内を点検し、同様の構造物がないことを確認した。 また、県管理道路を横断する排水溝について、道路パトロール時に特に注意をするよう、職員に対して周知徹底した。</p>

可茂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金162,000円が支払われていた中で、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	損害賠償事故の原因となった危険箇所については、事故発生後直ちに緊急点検を行い、必要な緊急対策及び恒久対策を実施した。道路管理上の事故については、今後とも、道路パトロール等により道路管理を一層強化し、事故防止に努める。	宮川上流河川開発工事事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金35,700円及び修繕料125,800円(うち相手方負担分113,220円)が支払われていたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、交通安全について個別指導を実施するとともに、全職員には、課長会議や朝礼等機会があることに注意を促し、交通事故防止の徹底に努める。
多治見土木事務所	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金109,651円が支払われていた中で、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	該当箇所については、直ちに再発防止措置を講じており、管内全路線について道路パトロールを強化し、道路管理の徹底及び事故防止に努める。	都市建設部		
恵那土木事務所	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金122,317円が支払われていた中で、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	道路パトロール及び道路防災点検箇所の点検を強化した。また、ロードサポーター、道路利用者等からの通報を活用するなど、今後とも事故防止に努める。			
下呂土木事務所	道路照明灯修繕委託業務に係る単価契約(総額入札)事務において、落札者が積算内訳書に記載した業務ごとの単価にそれぞれ消費税相当額(100分の5に相当する金額)を加算した金額を契約単価とすべきところ、積算内訳書記載の単価をそのまま契約単価としていたので、今後は適正に処理されたい。	今後は、契約事務をはじめとする会計事務全般において、担当者の適正な会計事務の実施は勿論、複数の職員による確認を行うなど、課内におけるチェック機能強化を図るとともに、収支等命令者・出納員・会計員による監督指導体制のもと、担当者の事務の執行状況を確認しながら内部牽制機能を働かせ、会計事務を行うこととする。	飛騨建築事務所	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料32,812円が支払われていたので、職員のき損事	交通安全意識や、公有財産の適正な管理について徹底を図るため、職場研修を実施した。今後は、このようなき損事故が発
建設工事等に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進		今後の対策として、発注一覧表に公表の確認欄を設け、担当者自身の確認は勿論、定期的に上司が確認を			

<p>故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>生することがないよう事故防止に努める。</p>
<p>ぎふ清流国体推進局</p>	
<p>機関名 監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>総務企画課 物品の管理事務において、ぎふ清流国体・清流大会の協賛企業から県に無償譲渡された物品について、物品登録の手続を行わないまま、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会に貸付けられているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>登録をしていなかった物品については、平成24年9月28日に物品登録の手続を完了した。 今後は、物品取得時に速やかに物品登録を行うとともに、物品台帳と現物を確実に突合し、適正な物品の管理事務に努める。</p>
<p>振興局</p>	
<p>機関名 監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>岐阜振興局 公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料136,416円が支払われていたため、職員のみ損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生を受け、全職員に対してメールで安全運転の徹底及び財産管理上の注意義務について留意するよう指導した。 また、平成24年7月19日に全職員に対して交通安全講習を行い、同年12月3日の課長会議において、再度安全運転の徹底を周知した。 今後も、このようなことがないように、より一層の事故防止に努める。</p>
<p>西濃振興局</p>	<p>今後、不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁で売却予定価格を定めるべきところ定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁で売却予定価格を定めるべきところ定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁で、売却予定価格を定めることを担当に係内に周知徹底し、岐阜県会計規則に基づき適正な処理を行うとともに、不適正な事態が生じないよう慎重な事務の執行に努める。</p>
<p>中濃振興局中濃事務所 公務中の2件の交通事故について、修繕料230,118円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>交通安全対策として、毎月、所内課長・係長会議において、交通安全意識向上のための啓発を行っている。 さらに、平成24年度は交通安全に対する意識づけをより高めるため、安全運転管理者(副所長)による交通安全に関する最新情報等を職員に毎月提供し、事故防止に努めている。</p>
<p>東濃振興局恵那事務所 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金868,870円が支払われるとともに県有小型自動車1台が使用不能となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該交通事故発生を受け、当日中に事故発生状況の共有と、再発防止に向けた緊急の所内会議を開催し、全職員に安全運転遵守について周知した。 また、職員の交通事故防止について、毎月開催する所内会議や随時の文書回覧等で注意喚起を行うとともに、出張時には安全運転を励行するよう「声掛け」等を行い交通事故防止の徹底を図っている。</p>
<p>飛騨振興局 白川村に対する岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金の交付事務において、同補助金の交付要綱では、補助対象事業を市町村が実施する委託事業又は直接実施事業と規定しているにもかかわらず、村実施事業の支出科目が補助金となっているものが確認された。 飛騨振興局は、村実施事業は適正に履行されたもの</p>	<p>当該指摘を受け、労働雇用課と協議した結果、実際の執行は委託事業として適正に行われているため、支出科目設定の錯誤はあるものの、補助金交付を妨げるものではないとのことであった。 今後は、他地区担当者も書類審査を行うとともに、出納票に対しても会計書類の審査だけでなく、事業実施中に行う中間検査結果を情報提供して、チェック機能の強化を図っていくこととする。 また、実施市村に対しては事業探</p>

<p>として補助金交付を行っていたが、村実施事業の執行は交付要綱の規定と異なるものと認められるので、補助金交付の適否について関係課と協議の上、その結果を踏まえて必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>折時に、再度事業フローチャートやチェックリスト等の配布を実施し、事業理解度の向上に努め、再発防止を図っていくこととしている。</p>	
<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料217,612円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>当該事故の発生を受けて、定例課長会議で交通事故防止を取り上げ、各課長から専門職や雇員も含めた全職員に対して、安全運転の意欲の徹底を図ったところである。</p> <p>また、全国交通安全運動や綱紀粛正徹底通知等、様々な機会をとらえて職員に対し安全運転と交通法規の遵守について再三の指導徹底を行うとともに、平成24年7月に開催した服務についての職場研修の中でも事故防止を取り上げ、指導を行った。</p> <p>さらには、飛騨圏地域域振興会において、「春・秋の全国交通安全運動」「自転車の安全利用推進月間」「夏の交通安全県民運動」等の資料やパンフレットを配布するなど、各機関の長を通じて圏域の職員にも啓発を行っているところである。</p> <p>今後もこうした取り組みを続けていくことで、職員の交通事故防止について、一層の徹底を図っていくこととしている。</p>	<p>当該事故の発生を受けて、作業に入る前に飛び石への注意を十分確認し合っただにもかかわらず起こったものであり、職員が不慣れであったことや、注意だけでなく防壁を用いるなどの具体的な対策を怠ったことが原因</p>	
<p>公務中の県有地における草刈機操作に伴う石の飛散により、隣接地に駐車中の軽自動車を損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金54,520円が支払われ</p>	<p>現代陶芸美術館</p> <p>物品の管理及び処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成23年度に返却した借入物品²⁴¹点の物品処分等調書による出納通知が遅延していた。</p> <p>2 上記1の借入物品のうち49点については、平成23年度の現物実査の時点で既に返却し、物品一覧表の記録と不整合が生じていたにもかかわらず、不整合なしとして出納員から所属長に報告していた。</p>	
<p>だったので、職員の事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>だと考えられる。このため、売却対象である県有地の草刈業務については、管財課に予算を要求し、外部に業務を委託する中で防壁等による事故防止策を取らせることとした。</p> <p>また、総合庁舎敷地の草刈りを職員が行う場合には、2人1組のうち1人が常に周辺に注意を配り、近くの道路を歩行者や車両が通行する時には作業を中断するなどとして、事故の再発防止に取り組んでいるところである。</p>	<p>教育委員会</p>	
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>岐阜高等学校</p> <p>体育館エタージ幕・パトロン設置工事に係る支出及び契約事務において、次の不適正な事項が認められたの</p>	<p>1 公共工事の入札、契約事務及び工事関係係提出書類等について教育財務課等の指導を受け、関係規則等をよく理解し、事務処理を行う</p>	

<p>で、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、落札者決定日を支出負担行為整理日としていた。</p> <p>2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札・契約情報の公表が適正に行われていなかった。</p>	<p>こととした。</p> <p>今後は、担当者だけでなく、他の会計員や出納員による確認を確実なものとするとし、適正に事務処理を行う。</p> <p>2 平成24年7月11日に、契約情報の公表事務処理を行った。今後は、適正に事務処理を行う。</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成23年度の現物実査において、供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>職員会議において、供用主任者である担当教諭等へも物品の現物実査実施要領の周知徹底を図り、理解を深めた。</p> <p>今後は、複数の職員により確認することを徹底し、物品の現物実査実施要領に基づき、適正に事務処理を行う。</p>	<p>加納高等学校</p>	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>物品の処分事務について、物品の故障時から不用決定までのフロー図を作成し、会計職員、物品供用主任者のみならず、教職員全員に周知させるため、平成25年2月13日開催の職員会議において、配布、説明した。今後は、物品が故障し、修理不能となった場合は、速やかに物品供用主任者から報告を受け、適正な事務処理に努める。</p>	<p>岐阜総合学園高等学校</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁の手続をせず売却していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務については、岐阜県会計規則の事務処理手順を周知徹底させるとともに、売払いの可否及び売却予定価格の積算等が困難な場合は、関係機関担当者へ問い合わせを行うなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>岐阜各務野高等学校</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度施工の建設工事である「アナログ放送受信設備撤去工事」について、契約情報の公表を怠っていたので、直ちに本校ホームページ及び岐阜県庁ホームページの工事契約情報欄に掲載し公表した。</p> <p>今後は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をはじめとした、会計及び契約等に関する関係法令に精通した事務執行を図るため、各種の研修会や講習会への積極的な参加を心掛け、会計事務職員全体でのチェックにより、適正な事務の執行を図る。</p> <p>なお、平成24年度執行の建設工事については、既に公表済みである。</p>	<p>物品の処分事務において、廃棄の経緯などが確認できないまま廃棄したものととして物品一覧表からの除却を行っているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>物品管理の重要性等については、従来から職員に周知していたが、今回の監査結果を踏まえ、改めて全職員が出席する定例職員会議の議題として周知した。その概要は、今後物品の廃棄、管理換え、所在換え等の異動が生じる場合には、最終決定者である校長及び出納員に対して必ず事前報告を行うよう周知徹底した。</p>	<p>指摘のあった工事については、事後公表を行った。</p> <p>今後は、工事請負費で執行する案件については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令並びに県発注の建設工事及び森林整備業務に係る発注の見直しに基づき公表するよう徹底するとともに、事務職員全体でのチェックを図る。</p>	<p>岐阜農林高等学校</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公務中の草刈機操作に伴う石の飛散により、隣接地</p>	

	<p>に駐車中の自動車を損傷させた1件のき損害故について、損害賠償金66,087円が支払われていたので、職員のみ損害故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>よく確認すること、もし草刈機による小石等の飛散が予想され、周りの物をき損する危険性があると思われる場合には、草刈機の使用を中止し、代わって除草剤散布等に対処するように職員に指示した。</p> <p>なお、当該事故を教訓に、改めて全職員に対して、学校教育活動全般において、各職員が事故を起こさないように注意喚起を行った。</p>
<p>山県高等学校</p>	<p>授業料の納入遅延に係る延滞金の収入事務において、延滞金の算定を誤ったことにより、納入通知金額が1件100円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成24年9月20日に債務者へ訂正とお詫びの文書を正しい納付書と併せて郵送した。</p> <p>今後、このような事務処理のミスがないよう、延滞金の算定に当たっては、複数の職員で計算することを徹底していく。</p>
<p>大垣養老高等学校</p>	<p>消防設備保守点検業務に係る委託契約事務において、点検が必要な消火器等消防設備の数量を十分確認することなく仕様書を作成し、予定価格を決定していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度の契約に基づき契約業者が点検を実施したところ、消火器・誘導灯設備の数量に誤りがあることが判明したが、契約業者の了解のもと契約金額内で点検を実施した。</p> <p>平成24年度は、業務の委託に際し、消防設備設置図面等により各設備の数量等を担当職員が確認した上で、仕様書を作成し、業務を委託している。今後は、仕様書作成にあたって担当職員を含め複数の者がチェックし、適正に業務を発注する体制を整える。</p>
<p>物品の現物実査実施要領に基づく平成23年度の現物実査において、一部の実査担当者から出納員へ実査結果の報告がなのまま出納員から所属長への結果報告を</p>	<p>平成24年度の現物実査においては、「物品の現物実査実施要領」に基づき、本校の管理運営体制を踏まえ、教科・学科主任及び校務分掌の長(計16名)を実査担当者に、また関係職員を現場補助者に指定して調査</p>	<p>行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>大垣校高等学校</p>	<p>電力デマンド監視業務委託契約の検査事務において、前金払に係る履行確認済みの記載等がなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>を実施した。</p> <p>実施にあたり、平成23年度の実査に立ち、大量の物品、校内各所の所在状況、並びに調査を担う教職員の業務実態を踏まえ、当初から校長への調査結果の報告期限を延長措置(平成24年8月末)するとともに、事務部長(出納員)が中心となり、毎月開催する会議等において、実査の主旨、実査方法及び報告期限の厳守を周知した。</p> <p>また、実査の進行状況を随時確認し、課題への対処等に努め、平成24年7月23日には、すべての実査担当者から調査結果の報告を受け、内容確認のうえ同年8月31日付けで出納員から校長に結果報告した。</p> <p>なお、現物実査の結果、多数の不突合物品があり、現在、不突合原因の整理とともに、その解消に努めている。</p> <p>今後は、職員全員に物品管理の重要性を周知し、物品の適正管理に努めるとともに、現物実査の実施の際には「物品の現物実査実施要領」に基づき適正に事務処理を行うよう努める。</p> <p>履行確認済みの記載等については、毎月提出されたデマンド監視報告書により12月分を検査し、履行確認済みの記載をした。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、岐阜県会計規則等関係法令を熟知し、「すいとうメールマガジン」や「会計事務質疑応答集」などから会計事務処理の知識を得て、決裁時には複数人による内部牽制を働かせ、適正な事務処理に努める。</p>

<p>不破高等学校</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>未公表となっていた建設工事に係る契約情報については、平成24年6月12日に岐阜県庁ホームページに公表した。 今後は、該当する建設工事を行った場合は、速やかに公表するよう適正な事務処理に努める。</p>	<p>海津明誠高等学校</p>	<p>体育館照明改修工事に係る契約事務において、会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>担当者において、契約内容をよく理解し、その内容にあった契約書を作成するよう事務部内で周知徹底した。 今後は、職員がそれぞれの立場で会計規則等の例規を熟読し、担当者以外のチェックを行うなど体制の強化を図る。</p>	<p>武蔵高等学校</p>	<p>消防設備保守点検委託業務（後期分）に係る検査事務において、年度の末日までに検査が実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>年度末の3月31日が土曜日であったため、4月になって届いた完了届を受理した後、検査確認をするものと誤解していた。 今後は、岐阜県会計規則取扱要領第122条関係第3項をよく理解・遵守するとともに、出納管理課等の通知文書を会計職員全員で共有し、会計処理の適正化及び会計書類のチェックの厳正化に努める。</p>	<p>関有知高等学校</p>	<p>LPガス購入に係る単価契約事務において、徴した見積単価が予定単価を上回っているにもかかわらず、再度見積等必要な事務処理を行うことなく契約を締結し、当該単価に基づき支払が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>他の単価契約についても同様の事例がないかを確認したが、予定単価を上回る契約はなかった。 今後は、チェックをするための十分な時間を確保できるよう時間的ゆとりをもって計画的な事務処理を心掛けるとともに、複数人によるチェックを確実にし、内部牽制体制の強化を図る。</p>	<p>加茂農林高等学校</p>	<p>自動販売機の設置に係る貸付料の収入事務において、</p>	<p>平成24年10月11日に科目更正の処理を完了した。</p>
<p>収入科目を土地貸付料とすべきところ家賃貸付料としていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例を理解し、適正に処理するよう職員に徹底するとともに、複数の職員が適正に処理されているかを確認することとした。</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札・契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成24年10月26日に情報公表の処理を完了した。 今後は、当該事務においては、全体の関連事務に常に留意し、適正に処理を行うよう徹底するとともに、複数の職員が適正に処理されているかをチェックする。</p>	<p>校舎窓保護ネット他整備工事に係る契約事務において、会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、契約事務を行う際には標準書式をよく精査し、適正に処理を行うとともに、複数の職員によりチェックを行うよう体制を強化する。</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁の手続きをせず、予定価格を定めずそのまま売却していたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>岐阜県会計規則、各種通知等の事務処理手順及び質疑応答集から関係分を抜粋し、回覧する等により事務処理手順を周知徹底した。 今後は、複数の職員で決裁書類の内容を確認し、チェック体制を強化する。</p>	<p>高等学校授業料に係る延滞金の管理事務において、授業料等延滞金管理簿が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>高等学校授業料に係る延滞金3名分11件についての授業料等延滞金管理簿を平成24年6月13日に作成した。 今後は、高等学校授業料に係る延滞金について同管理簿によって適切に管理を行う。</p>	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札</p>	<p>平成23年度発注の予定価格が50万円を超える建設工事2件については、</p>			

<p>及び契約の適正化の促進に 関する法律等に基づく契約 情報の公表が行われていな かったため、速やかに措置 するとともに、今後は適正 に処理されたい。</p>	<p>平成24年6月14日に岐阜県庁ホー ムページ上で契約情報を公開した。 今後は、予定価格50万円を超える 建設工事の契約時にチェックを確実 に行い必ず公表する。</p>	<p>特殊勤務手当の支給事務 において、修学旅行の引率 に係る教育職員手当5件68, 000円を支給していなかつ たので、速やかに措置する とともに、今後は適正に処 理されたい。</p>	<p>平成23年度修学旅行の引率に係る 教育職員手当5件68,000円は、平成 24年7月20日支給の給与において適 年度追給した。 今後は、修学旅行引率後の復命時 にチェックを確実にを行い、適正な支 給事務に努める。</p>	<p>建設工事に係る契約事務 において、公共工事の入札 及び契約の適正化の促進に 関する法律等に基づく契約 情報の公表が行われていな かったため、速やかに措置 するとともに、今後は適正 に処理されたい。</p>	<p>未公表となっていた建設工事に係 る契約情報については、平成24年10 月16日に岐阜県庁ホームページに公 表した。 今後、該当する建設工事を行う場 合は、契約時に担当者が、電子入札 システム上の契約情報を入力し、担当 者以外がホームページ上に正しく公 開されているか確認することとし、 契約情報が速やかに公表できるよう、 適正な事務処理を行う。</p>	<p>恵那高等学校 不用品の売払いに係る収 入事務において、収入の原 因となる契約に係る決裁の 手続きをせず、予定価格を 定めないうまま売却してい たので、今後は適正に処理さ れたい。</p>	<p>不用品の売払いに係る収入事務に ついて、岐阜県会計規則の事務処理 手順を周知徹底した。 また、契約に係る決裁手続が確実 に行われるように、複数の職員で確 認するようにした。</p>	<p>益田清風高等 学校 印刷機やスチーマー・インク 購入に係る単価契約事務に おいて、平成22年5月1日 から「岐阜県が行う契約か らの暴力団排除に関する措 置要綱」に基づき、契約書</p>	<p>契約を締結するに当たっては、重 要な記載事項の漏れを防止するため、 チェックリストを作成し、個々の契 約ごとに複数の職員で確認を行い、 記載漏れ等が発生しないよう適正な 処理に努める。</p>
<p>及び特記仕様書に関係条 等を記載すべきところ記載 されていなかったため、今 後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、このようなことのないよう、 岐阜県会計規則第99条第1項及び同 取扱要領第99条関係第1項2を確認 するとともに、複数職員による事務 手続の確認及び不明な点については、 主管課へ確認を行うなど、適正な事 務処理を行う。</p>	<p>物品の処分事務において、 不用決定の手続を行わない まま売却しているものがあ ったため、今後は適正に処理 されたい。</p>	<p>合併浄化槽保守点検業務 委託に係る契約事務におい て、平成22年5月1日から 「岐阜県が行う契約からの 暴力団排除に関する措置要 綱」に基づき、契約書及び 特記仕様書に關係条文等を 記載すべきところ、このう ち、特記仕様書への記載が なされていたため、 今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成23年度岐阜県高等学 校定時制・通信教育振興奨 励賞補助金の2件の支出事 務において、補助金の支出 負担行為の決定は当校事務 処理規程に基づき所属長 (校長) 決裁とすべきとし ていたため、今後は適正に処理され たい。</p>	<p>補助金に係る支出負担行為の決定 は、当校事務処理規程により所属長 (校長) 決裁とすべきであることを 会計員に周知徹底するとともに、 「岐阜県高等学校定時制・通信教育 振興奨励賞補助金の手引き」に所属 長(校長) 決裁とすべき旨を追記し た。平成24年度岐阜県高等学 校定時制・通信教育振興奨励賞補助金につ いては、当校事務処理規程を遵守し、 支出負担行為の決定は校長決裁とし、 適正に処理した。 今後は、当校事務処理規程を十分 確認するとともに、事務引継書にお いても注意事項として明記するなど、 事務処理に遺漏のないよう適正な処</p>	<p>飛騨神岡高等 学校 華陽フロンテ ア高等学校</p>			

<p>岐阜本業特別支援学校</p>	<p>物品管理事務において、現在利用していないにもかかわらず、遊休物品の登録をしていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>理に努める。</p>
<p>開特別支援学校</p>	<p>物品の現物実査実施要領に基づき平成23年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物と物品一覧表等との突合ができない場合、実査担当者から出納員に対し現物実査報告書によりその内容を報告すべきところ、行われていなかった。この結果、物品の所在場所について物品一覧表との不突合があつたにもかかわらず、出納員から所属長に対し不突合なしと報告されていた。 2 備品購入費の支出済額と物品の受入金額との総額チェックが行われていなかった。</p>	<p>遊休物品として登録変更を行い、適正に処理した。併せて、平成24年度の現物実査において他にも利用していない物品がないか確認し、適正に処理した。</p> <p>1 平成23年度の反省を踏まえ、平成24年度は平成24年9月18日付けで出納員から所属長に対して報告を行い、これに基づいて、物品を所定の場所に戻し、あるいは実態に合わせて物品一覧表を修正するなどして、現物と物品一覧表は突合した。</p> <p>2 平成23年度の反省を踏まえ、平成24年6月18日付けで行った。備品購入費の支出済額と物品の受入金額は不突合であるが、管理換物品があるなどによるもので問題はない。 (事務処理体制の見直し又は今後に向けての取組み方針等) 1 現物実査について、6月未までに行うものに加え、2月にも本校独自に行うこととし、年2回現物実査を行うこととした。 2 今後不突合の発生を抑えるため、物品管理に関する心得を資料として全職員に配布し、物品管理の重要性を周知することとした。</p>
<p>警察本部 機関名 地域課</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故</p>	<p>講じた措置 課例会において、交通事故の概要</p>
<p>組織犯罪対策課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金732,408円及び修繕料146,265円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>及び原因を再確認させるとともに、常に運転状況をチェックすべき乗者の任務を教養するなど、交通事故の再発防止を指導した。 今後も、継続的に指導・教養を実施し、職員の交通事故防止に努める。</p> <p>事故当事者に対し交通事故防止について指導するとともに、幹部会等で、具体的交通事故事例を示して交通事故防止について指導した。 今後も、幹部会等を利用して、継続的に職員の交通事故防止について一層の徹底を図る。</p>
<p>交通指導課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金37,728円及び修繕料49,350円のうち相手方負担分37,013円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>課例会や幹部会議等において、交通事故防止に関する指導・教養を実施し、安全運転意識の高揚を図ったところである。 今後も、課員に対してあらゆる機会を利用して指導・教養を徹底し、交通事故の再発防止に努める。</p>
<p>交通規制課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金99,059円及び修繕料335,559円のうち相手方負担分302,004円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>朝会、幹部会議など機会あるごとに、交通事故防止の留意事項について指導したほか、運転経験が浅い職員に対する同乗運転指導、出張時の公用車2名乗車等の方策を行った。 今後も、引き続き課員に対する指導を徹底し、公務中の交通事故防止に努める。</p>
<p>交通機動隊</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金847,584円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生を受けて、その都度受傷事故防止対策推進委員会を開催し事故防止について検討を行ったほか、朝会、例会において、ヒヤリハット体験発表で隊員の自覚を高め、幹部職員による指示手配を通じて交通事故防止の徹底を図った。 引き続き、隊員の指導・教養や実践的訓練を徹底して、隊員個々の安</p>

<p>警備第一課</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金387,000円及び修繕料96,705円(うち相手方負担分43,995円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>全と運転技能等の更なる向上に努め、交通事故の絶無を図る。</p> <p>当事者に対し、交通事故防止について個別指導を行ったほか、幹部会、課全体会を通じ、側乗者の役割の確認、事故による県の損失を説明し、安全運転の徹底を指示した。</p> <p>また、公用車を運転する際には、在庁員が安全運転、事故防止の声掛けを行うことにより、絶えず互いに安全運転の自覚を持つようにした。</p>	<p>朝礼時に署員に対して、副署長及び警務課長から、交通事故事例に基づいた安全確認の励行、防衛運転への努力、側乗者の責務である安全確認の徹底、さらには、安全運転守則の確認を指示し、交通事故の絶無を期している。</p> <p>また、署員が公用車を運転する際は、その都度、課長等幹部による交通事故防止の注意喚起の声掛けを行い、一人一人が安全運転を意識することにより、交通事故防止に取り組んでいる。</p>
<p>岐阜中警察署</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程及び宿泊地を誤ったまま精算を行ったことにより、1件1,440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>直ちに支払不足となっていた旅費の追給を行った。</p> <p>事務当事者は、旅行関係規程等について自己研鑽を積み、事務処理に伴う問題は、質問・相談を行い適正な事務処理に努めている。</p> <p>また、複数の会計事務担当者で旅行命令書の点検を行うことにより、内部牽制機能を働かせ再発防止に努める。</p>	<p>朝会、例会等で副署長、警務課長が全署員に対し、具体的な事故事例を示しながら、交通事故防止の指導・教養を行った。</p> <p>また、幹部会議においても各課長を通じ、交通事故防止に対する指示を徹底している。</p> <p>今後も、朝会、例会等あらゆる機会を通じて指導・教養を行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>岐阜南警察署</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金277,627円及び修繕料189,231円(うち相手方負担分91,172円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>事故発生後の朝会において、副署長や警務課長が、事故の形態を踏まえた具体的な防止策(後退時は、側乗者が降車して安全確認の補助・誘導を行うこと、運転中は運転業務に集中し、常に周囲の安全、他車・自車の動向に配慮すること等)を指導した。</p> <p>また、各職員に対し運転時の遵守配慮事項及び交通事故防止についての執務資料を配布し、交通事故防止意識の向上を図った。</p> <p>今後も、朝会等において安全確認の励行、側乗者の責務の指導を引き続き行い、交通事故防止の一層の徹底を図る。</p>	<p>朝礼時に副署長及び警務課長から署員に対し、実際に起きた交通事故事例を挙げて、運転時における安全確認の徹底、適切な車間距離の保持、後退時における側乗者による誘導の徹底等を指導するとともに、当日の</p>
<p>岐阜北警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金213,482円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>各務原警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金44,418円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>例会、朝会時に副署長、警務課長から繰り返し公用車事故の発生状況や事故事例を紹介するとともに、署員に対し公用車による運転習熟訓練を実施し、公用車事故防止の徹底を図った。</p> <p>今後も、例会、朝会等の機会を利用し継続的に指導・教養を実施し、公用車事故の防止に努める。</p>
<p>岐阜羽島警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金66,150円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>朝礼時に副署長及び警務課長から署員に対し、実際に起きた交通事故事例を挙げて、運転時における安全確認の徹底、適切な車間距離の保持、後退時における側乗者による誘導の徹底等を指導するとともに、当日の</p>	<p>朝礼時に副署長及び警務課長から署員に対し、実際に起きた交通事故事例を挙げて、運転時における安全確認の徹底、適切な車間距離の保持、後退時における側乗者による誘導の徹底等を指導するとともに、当日の</p>

		<p>天候、道路状況等にあった交通事故防止のための具体的注意事項を指示している。</p> <p>また、運転日誌に運転者、側乗者の遵守事項を記載したラミネートシートを付けて注意喚起を行い、交通事故防止の徹底を図っている。</p> <p>署員から交通事故防止に関する標語を募集し、岐阜羽鳥警察署独自の交通標語を選定し、朝礼時に署員全員で唱和させ、併せて個人のヒヤリハット体験を発表させ、戒めとしている。</p> <p>今後、公務員としての自覚を促す職務倫理教養を機会あることに推進し、交通事故防止教育を継続実施し、交通事故防止の徹底を図る。</p>		<p>緊急提言、交通事故防止標語を提出させ、交通事故防止について注意喚起及び意識の高揚を図るとともに、毎日の朝会において全員で唱和している「交通事故防止標語」をバージョンアップさせ、交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>3 今後、公務中における交通事故防止について、各種機会等を通じて、継続的に注意喚起し、一層の徹底を図る。</p>
<p>垂井警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金138,369円及び修繕料2,415円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員の交通事故防止対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事故翌日の朝会において、当事者である職員による体験発表の実施 2 交番用バイクを利用する地域課員に対する二輪車運転訓練の実施 3 全署員による班別の交通事故防止検討会の実施 4 他所属の事故事例に基づき教養資料を作成して、処分状況・損害賠償金額等を教示 <p>するなど、交通事故防止に対する意識付けを行った。</p> <p>また、朝会において、署長、次長が繰り返し安全確認励行を指示し、署員自身が常に交通事故防止に努めるよう一層の徹底を図る。</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金242,602円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>朝会等あらゆる教養機会をとらえて、副署長、警務課長が交通事故事例を踏まえた安全確認、安全呼称の励行、防衛運転の徹底、側乗者の任務等について指導し、職員の交通事故防止意識を喚起した。</p> <p>また、朝会において下記の施策を講じ交通事故防止に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3分間スピーチで「自分が気をつけている事故防止策」を発表させ、交通安全意識の高揚と交通事故防止に関する情報を共有させている。 ・ 水・金曜日に、宿直員が人身交通事故例を説明し、それぞれの交通事故について注意すべきことを共有させる。 ・ 公用車事故防止に向けた「警務課だより」を発行するとともに、月1回交通安全テストを実施し、テストの解説教養を行っている。
<p>大垣警察署</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金321,840円が支払われていたので、職員の交通事故防止に</p>	<p>1 事故当事者に対して、その都度安全運転守則の遵守、交通事故防止について指導・教養を行った。</p> <p>2 全署員に交通事故防止に対する</p>	<p>山県警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金2,330,980円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>公務中に発生した交通事故に対し、職員に向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教育の再徹底 ・ 職員から交通事故防止方策の意見を出させ、交通事故防止方策案を発行し教養

		<ul style="list-style-type: none"> 安全呼称を運転日誌に添付し、公用車運転中の交通事故抑止対策を徹底等の交通事故防止対策を行い、また、朝会・例会など機会あるごとに、交通事故防止についての教養を行っている。 	<p>の注意喚起を行い、一人一人が安全運転を意識することにより交通事故防止に取り組んでいる。</p>
<p>郡上警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金226,023円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>朝会時に冬季の積雪・凍結時における交通事故事例を挙げ、スリッパ事故の総無に向けて指示した。 今後、例会、朝会等機会あるごとに交通事故防止に対する遵守事項を継続的に指示し、安全運転意識の高揚、交通事故防止の徹底に努める。</p>	<p>例会において、警務課長が全署員に対して当該事故の概要及び原因を説明し、同種事故の再発防止の徹底を図った。 今後、引き続き朝礼時に署員に対して具体的な事例を示しながら、公用車の交通事故の総無を期すよう徹底を図る。</p>
<p>関警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金32,550円及び修繕料27,090円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>朝礼時に全署員に対して、署長及び警務課長から交通事故の形態を踏まえ、車両後退時の安全確認、側乗者の責務である安全確認の励行等の交通事故防止策を指導した。 今後、朝会、例会等あらゆる機会を通じて、交通事故事例に基づき、車両後退時の安全確認の徹底、防衛運転の励行、安全運転守則の遵守等について指導を行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>	<p>例会、朝会において、署員に対し、事故防止について反復継続して指示・教養を行っているほか、スリッパ事故が起きやすい条件の中で、実際にその危険性を体感し、対処方法を経験させるため、「積雪・凍結路における車両走行訓練」、「チェーンの装着訓練」を実施して、交通事故の再発防止を図った。 なお、これらの訓練の実施については、今後も継続していくこととする。</p>
<p>多治見警察署</p>	<p>公務中の4件の交通事故について、損害賠償金1,277,217円及び修繕料350,983円（うち相手方負担分46,819円）が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>朝礼時に署員に対して、副署長及び警務課長から交通事故の事例を踏まえて安全確認の励行、側乗者の降車誘導の必要性等を指示した。 また、交通事故防止グループ検討会の開催、車両を使用した乗車姿勢、死角体験など運転時の基本事項を再確認するなどの教養の実施、さらに交通事故の「ヒヤリ・ハット体験集」を作成し、全署員に配布するなど交通事故防止意識の高揚を図り、交通事故の総無を期した。 朝礼を活用し、機会あるごとに副署長及び警務課長から交通事故防止</p>	<p>指定物品のOA用品購入に係る単価契約（総入札）事務において、落札者が積算内訳書に記載した品名ごとの単価にそれぞれ100分の5に相当する金額を加算した金額を契約単価とすべきところ、全11品目中1品目について誤って積算内訳書記載の単価をそのまま契約単価としていたの で、今後は適正に処理されたい。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約書の作成をはじめとした契約事務全般について、複数人による確認を徹底し、会計事務の適正な執行を確保していく。</p>
			<p>機関名 出納事務局</p> <p>監視結果</p> <p>識じた措置</p>
			<p>その他</p>

4 本課検討事項に基づき講じた措置
1 件の本課検討事項に対し、措置を講じたとの通知を受けた。

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
監察課	<p>定期監査においては、公務中における職員の交通事故で、県に損害を与えたものについて、示談の成立等により解決に至った場合に、指導事項として、職員の交通事故防止の一層の徹底に向け、各対象機関の長に対し是正又は改善の措置を講じるよう要請している。</p> <p>平成24年度に警察本部各機関に対して定期監査を執行した結果、指導事項の対象とした交通事故（緊急走行に係るものを除く）の件数は30件（20機関）であり、平成22年度の29件（17機関）、平成23年度の29件（18機関）とほぼ同件数で推移している状況にあった。</p> <p>また、この中には、高山警察署管内で平成21年度に発生した人身及び物損事故（損害賠償金71,457,510円）、山県警察署管内で平成23年度に発生した人身及び物損事故（損害賠償金2,330,980円）など、相手方に重大な被害を及ぼすとともに、県に多大な損害を与えた交通事故も含まれていた。</p> <p>さらに、損害賠償金額決</p>	<p>公務中における職員の交通事故は、県民の信頼を大きく損なうこととなることから、交通事故防止対策として次の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車事故が発生した場合に、速やかに公用車事故に関する情報を全所属へ発信し、公用車事故防止に対する意識付けを徹底 ・ 車両運転技能検定制度を効果的に運用し、事故関係職員に対する再教育を実施 <p>また、交通事故防止対策を効果あるものとするため、全所属を対象に、職員に対する交通事故防止のための指導・教養の状況を検証することとする。</p>

定の専決処分に係る県議会への報告を見ても、平成24年度も依然として相当数の事故が発生している状況である。

職員の交通事故に係るこれまでの監査結果に対しては、警察本部各機関から、朝会等における上席者による再発防止指導、運転技能の個別指導等、それぞれ是正又は改善の措置を講じた旨の通知を受けているところである。

こうした取組みにもかかわらず、前記のとおり警察本部全体の交通事故件数に改善が見受けられないほか、事故の相手方及び県に重大な被害及び多大な損害を与えた交通事故が複数発生しており、交通安全教育、交通指導及び交通取締り等を所管し、指導する立場にある警察本部に対しては県民の信頼が損なわれることが懸念される。

警察本部監察課においては、公務中における職員の交通事故の実態を踏まえ、警察本部全体としての具体的な事故防止の措置を講じることが検討されたい。

岐阜県警察委員会第11号
岐阜県警察委員会第11号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監察の結果を講じて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

東濃振興局	他の発注機関と入札及び契約情報を共有するとともに、指名業者の選定、仕様書の明確化などについて検証し、入札の辞退防止に努めるとともに、競争性の確保に努められたい。	当該業務を実施している他の発注機関と、入札における業者選定の条件、入札の実施状況及び、今後の対応予定について情報共有を行い、平成25年度入札における業者選定を行った。
-------	--	---

2 平成24年度行政監査(テータ監査)
 岐阜県森林・林業対策事業補助金(岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金)の履行確認について
 5件の監査結果に対し、2件について措置を講じたとの通知を受けた。

機関名	監査結果	講じた措置
森林整備課	各農林事務所に適正な履行確認を行うよう指導されたい。	平成24年12月13日に農林事務所担当者会議、平成25年1月16日に林業事業体担当者会議を開催し、適正な事業の実施を指導するとともに、平成25年3月8日付け森第1159号森林整備課長通知により各農林事務所長に対して当該事業費補助金に係る適正な履行確認の実施について指導した。 【一部については、監査着手(平成24年10月2日)後、監査結果報告の決定(平成25年2月28日)前に措置が講じられた】
	実績報告書に添付する資料について、現在の様式では報告書に記載されている事業実施面積の区分について確認が困難であることから、例えば「森林境界明確化土地確認書」に所有者及び森林種別区分を追加して区分ごとの小計及び合計を	平成25年1月25日付け森第978号林政部長通知「岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金事業実施要領の一部改正について」により様式の改正を行い、実績報告書等の様式を変更し、農林事務所の履行確認をしやすいようにした。 【監査着手(平成24年10月2日)後、監査結果報告の決定(平成25年2月

記載するなど、農林事務所(28日)前に措置が講じられた】
 において履行確認がしやすい様式に見直すよう検討されたい。

岐阜県細柳郷(中)長銀十一丁目

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から随時監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、回項後段の取扱いより要項に添付する事項を次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県細柳郷(中) 小 三 恒 豊
 岐阜県細柳郷(中) 森 正 出 隆
 岐阜県細柳郷(中) 横 豊 隆 隆
 岐阜県細柳郷(中) 石 井 直 忠
 岐阜県細柳郷(中) 横 豊 隆 隆

1 平成24年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
指摘事項			3	0
指導事項		2		0
本課検討事項	1		0	1
合計	6		5	1

(注)
 指摘事項: 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 指導事項: 是正又は改善を求める事項
 本課検討事項: 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

2 指摘事項に基づき講じた措置

3 件の指摘事項に対し、すべてについて措置を講じたとの通知を受けた。

機関名	監査結果	講じた措置
大垣土木事務所	道路占用許可事務の不適正事案に対する再発防止策において、チェックリストに基づく複数職員による確認を徹底するとしていたが、複数職員により確認した旨の記録がないなど、再発防止策が徹底されていないなど、今後は適正に処理するとともに、内部統制が働くよう体制も含めて整理されたい。	チェックリストに基づく複数職員による確認については、「道路占用許可事務の適正化の推進について」（平成24年11月7日付け道経第462号）の通知に基づき、チェックリストにおける確認者及び確認日の記入、回議前のダブルチェックなど、事務処理を改めた。 また、平成24年10月22日より道路占用許可申請書の受付は、担当者が行うことなく係長または課長が受付簿に記入することにより担当者による持ち込みを防ぐよう改めた。 【一部については、監査着手（平成24年9月11日）後、監査結果報告の決定（平成24年10月31日）前に措置が講じられた】
揖斐土木事務所	道路占用許可事務の不適正事案に対する再発防止策において、担当者によるチェックは行われていたが、確認欄にはチェックがされていなかったもので、今後は適正に処理するとともに、内部統制が働くよう体制も含めて整理されたい。	平成24年10月30日以降、チェックリストの確認者の欄に、確認した者の押印と日付を記入するようにした。また、平成24年11月7日から本課の通知により確認者の名前と確認した日付を記入する欄を設けたチェックリスト様式に変更した。 なお、確認者は原則係長とし、係長不在等やむを得ない場合は副主任、又は総務課長とした。 【一部については、監査着手（平成24年9月11日）後、監査結果報告の決定（平成24年10月31日）前に措置が講じられた】
	河川占用料の収入事務において、占用数量の算定を	平成25年度から正しい占用料で徴収できるよう河川占用許可台帳の占

3 指導事項に基づき講じた措置

2 件の指導事項に対し、すべてについて措置を講じたとの通知を受けた。

	誤ったことにより、1件90円を過少に算定しているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	用数量を修正した。 また、当該占用者に地方自治法に基づき、5年間遡って不足分450円（90円/年×5年）を納めてもらうよう説明し、平成24年11月1日に当該納付書を送付した。 なお、不足分450円については、平成24年11月20日に納付されたことを確認した。
大垣土木事務所	砂防設備占用料の収入事務において、許可日の翌日から20日以内に設定すべき納期限が31日後に設定されていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	砂防設備占用料の収入事務については、河川占用料の収入事務と同様に「岐阜県流水占用料等徴収条例」の納期限設定方法と同様であるとの間違つた認識のもとに納期限を定めたものである。 砂防設備占用料の収入事務については「砂防指定地等管理事務の手引き（92頁）」の記載どおり、岐阜県会計規則に基づき設定すべきであるとの再確認を行い、関係職員にそれを徹底するようミーティングで指示した。
揖斐土木事務所	砂防設備占用料に係る許可事務において、工作物を新築する行為に係る占用期間を5年以内とすべきところ、許可日から10年後の3月末までとしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	許可期限を10年後の3月末日とした許可書は条例に反するものである。平成24年9月13日に占用者に事情を説明したところ、この状況を理解して当該許可書を差し戻していただけなので、5年後の平成29年3月末日を期限とした許可書を改めて交付した。 【監査着手（平成24年9月11日）後、監査結果報告の決定（平成24年10月

<p>項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 契約書が作成されていないなかった。</p> <p>2 検査調査を作成すべきところ、完成届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名することで代えていた。</p>	<p>課長等、複数のチェック体制で確認し、規程遵守を徹底する旨の報告を受けた。</p>	<p>は変更契約を要する案件が発生した場合、担当者だけでなく必ず担当チームも契約事務取扱規程に照らし合わせ、契約保証金の免除要件の該当の有無について確認することとし、漏れない事務処理を行うこととしたとの報告を受けた。</p>								
<p>地域医療推進課</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p> <p>医業未収金の徴収事務において、前年度指導したにもかかわらず、医業未収金取扱要領に基づき、納期限後50日以内に行うべき未納者に対する督促状の発行が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項について、対応を求めたところ、平成23年度の督促状発行状況の検証を行い、医業未収金取扱要領に基づき、督促状の発行を適正に実施するため下記対策をとったとの報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理を行うためのスケジュール表に督促発行日を落とし込み、発行日のスケジュール化を図った。 ・ 医事課未収金専門職員、同課担当職員、同課担当チームの3名により督促状の発行漏れがないかチェックを行う体制とした。 <p>また、平成24年度の運用を確認し、平成24年4月以降の督促状の発行については適正に処理していることを確認したとの報告を受けた。</p>	<p>住宅供給公社より、以下のとおり報告を受けた。指摘を受け、公社管理部第1課職員2名で第3四半期業務完了時の検査を実施し、適正に委託内容が実施されていることを確認した。第4四半期においても同様に検査を適正に実施する。</p> <p>平成25年度以降も業務委託を実施する予定であるため、業務完了時には検査を適正に実施する。</p>								
<p>内科外来・がんサロ ン改修工事に係る契約</p>	<p>指摘事項について、対応を求めたところ、今後</p>	<p>補助金等交付団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 1164 542 1299">所管機関名</th> <th data-bbox="462 1299 542 1500">団体名 (補助金等の名称)</th> <th data-bbox="462 1500 542 1747">監査結果</th> <th data-bbox="462 1747 542 2083">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1164 462 1299">競技式典課</td> <td data-bbox="414 1299 462 1500">土岐市 (第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金)</td> <td data-bbox="414 1500 462 1747">第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="414 1747 462 2083">当該市において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた補助金133,000円については、平成25年3月21日に県へ返還した。 今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握</td> </tr> </tbody> </table>	所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置	競技式典課	土岐市 (第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金)	第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該市において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた補助金133,000円については、平成25年3月21日に県へ返還した。 今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握
所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置							
競技式典課	土岐市 (第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金)	第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該市において、以下のとおり対応された。 過大に受給していた補助金133,000円については、平成25年3月21日に県へ返還した。 今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握							

		<p>1 ソフトテニス競技に係るプロバゴ借上料において、補助対象面積を誤ったことにより、補助金117,000円が過大となっていた。</p> <p>2 ウエイトリフテニス競技に係る競技用具借上料の一部において、その他の経費として計上した経費を競技用具借上料にも重複して計上していたことにより、補助金16,000円が過大となっていた。</p>	<p>するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認することにより適正な事務処理を徹底する。</p>
--	--	---	---

指定管理者

<p>所管機関名 清流の国さ ふづくり推 進課</p>	<p>団体名 (施設名称) 奥飛騨自然・文 化協議会 (岐阜 県飛騨・北アル プス自然文化セ ンター)</p>	<p>監査結果 経理事務において、 岐阜県飛騨・北アル プス自然文化センタ ー運営協定書及び 奥飛騨・北アルプ ス自然文化センタ ー管理運営業務 仕様書 (以下「 協定書等」とい う。)に基づいて 適正な経理事務 を行うべきところ、 次の不適正な事項 が認められたので、 協定書等を遵守す るとともに、今後 は適正な事務処理 を行われない。 1 協定書等に基づ</p>	<p>講じた措置 当該団体から以下の とおり報告を受けた。 平成24年10月時点で、 経理規程を制定した。 ただし、適用日は平成 24年4月1日からとする。 また、この経理規程に 基づき会計帳簿類 (総 勘定元帳及び現金出 納簿) を作成すると ともに証拠書類を 整理する。 平成23年度業務報告 書の決算額について、 証拠書類を整理する などした。</p>
---	---	--	---

	<p>経理規程を定め経理事務を行うべきところ、経理規程が制定されておらず、会計帳簿類も作成されていないなかった。</p> <p>2 平成23年度業務報告書で報告している決算額について、証拠書類により確認可能な助成金収入等一部項目を除き、決算額との突合ができなかった。</p> <p>3 現金管理について、現金出納簿等の帳簿類が作成されておらず、また、有料散策会開催時に参加者から現金を徴収していたが、領収証を発行していないものがあったことなどから、現金管理の状況が確認できなかった。</p>	<p>指導事項に基づき講じた措置 24件の指導事項に対し、13件について措置を講じたとの通知を受けた。</p>
--	---	---

3 指導事項に基づき講じた措置

24件の指導事項に対し、13件について措置を講じたとの通知を受けた。

<p>所管機関名 健康福祉政 策課</p>	<p>団体名 社会福祉法人岐 阜県福祉事業団</p>	<p>監査結果 月次報告において、 事務局の月次試算表 については平成24年 8月以降、また、法 人全体の月次試算表 については平成24年 4月以降がそれぞれ 作成された。</p>	<p>講じた措置 指導事項について対 応を求めたところ、 月次試算表を作成し、 適正に処理したとの 報告を受けた。なお、 その際、事務局の 月次試算表については 平成24年8月以降の 分、</p>
-------------------------------	------------------------------------	--	--

	<p>ていなかっただので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>法人全体の月次試算表については平成24年4月以降の分について財務内容を確認し、作成したとの報告を受けた。</p>				<p>後は適正に処理されたい。</p>	<p>こととし、チェック体制を強化したとの報告を受けた。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、平成25年1月分より正味財産増減計算書、貸借対照表とあわせ、合計残高試算表を作成し、提出している旨の報告を受けた。</p> <p>また、今後の再発防止策を求めたところ、毎月10日までに必ず提出する仕組みとしたとの報告を受けた。</p>
<p>地域医療推進 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院内保育事業運営費助成金の支出事務において、交付要綱では岐阜県立多治見病院保育施設運営協議会は、助成を受けた年度の翌年5月末日までに、実績報告書に係る書類を添えて、理事長に報告しなければならぬとしているにもかかわらず、報告期限までに実績報告書を提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、今後は年度未までに岐阜県立多治見病院保育施設運営協議会を開催し決算見込みの承認を得て、支払事務を4月中に完了させ、5月中に実績報告を行うよう同協議会に指導したとの報告を受けた。</p> <p>また、実績報告書が期限内に提出されるよう、同協議会に実績報告書の作成状況を確認することとしたとの報告を受けた。</p>			<p>組織犯罪対策課</p>	<p>公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター</p>	<p>法律相談委託契約に係る契約及び支出事務において、契約書に委託業務を完了した旨の書類の提出及び検査に関する記載がなく、業務を完了した旨の書類を徴することなく委託料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受けた。</p> <p>法律相談業務委託に係る契約書に、委託業務を完了した旨の書類の提出及び検査に関する記載がないことに関して、平成24年11月5日契約先と「平成24年度の当該委託業務を完了したときは、委託業務完了届を提出する」旨の申し合わせを行い、適正な会計処理を実施することとした。平成25年度以降の契約に関して、契約書に委託業務を完了した旨の書類の提出及び検査に関する記載をする。</p>
<p>地域医療推進 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院</p>	<p>岐阜県立下呂温泉病院新築移転工事に係る契約事務において、当初の事前決裁後に履行期間が変更になったにもかかわらず、当該変更に係る事前決裁が行われないうまま契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、会計書類回議の際には、担当者1名で行っていた書類審査を担当者2名で行うこととし、チェック体制を強化したとの報告を受けた。</p>				<p>平成22年10月公益財団法人に移行し、同年11月から平成20年4月</p>	<p>当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受けた。</p>	
<p>地域医療推進</p>	<p>岐阜県立下呂温泉病院規程集作成に係る支出事務において、事前決裁で履行期限を定め</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、会計書類回議の際には、担当者1名で行っていた書類審査を担当者2名で行う</p>						

<p>11日に内閣府公益認定等委員会が示した「公益法人会計基準」及び「公益法人会計処理を注釈」により会計処理を行っているにもかかわらず、会計処理規程では「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に準拠して処理を行うこととして置けるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>会計処理規程については、平成26年1月11日、平成24年度第3回書面表決理事会において、「公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター会計処理規程」が決議され、同日付け可決を得て、同処理規程第3条（総理の原則）について、「一般に公正妥当と認められる公益財団法人の会計基準に準拠」する旨の改正をした。今後は、各種規定の改正を適正に行うように努める。</p>
--	---

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
人づくり文化課	学校法人聖マリアの無原罪学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金（聖マリア女学院中学校）において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	当該法人に対し、左記に対する改善処理状況を文書により報告を求めたところ、団体から、今後は人件費の算定にあたっては、共済掛金の変更等に十分留意し、補助対象経費が過大とならないよう担当及び管理職による確認を確実にし、との改善策が示された。
人づくり文化課	学校法人西養寺学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今	当該法人に対し、左記に対する改善処理状況を文書により報告を求めたところ、団体からは人件費の算定にあつ

高齢福祉課	社会福祉法人仁愛会 (岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金事業費補助金)	社会福祉法人同朋会 (岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金)	高齢福祉課
<p>後は適正に処理された。</p>	<p>岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金事業費補助金において、下記のとおり補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車両購入に係る経費の一部について、備品購入費と租税公課費に重複計上されていた。 2 人件費の一部について、算出の誤りがあった。 	<p>岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金において、EPA介護福祉士候補者学習支援集合研修に参加した外国人介護福祉士候補者の旅費について、研修主催者側の負担となつていないにもかかわらず実績報告書の旅費支出額に計上していたことにより補助対象経費が過大となつていたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。</p> <p>今後は交付要綱係通知を確認し補助対象経費を十分に把握するとともに補助対象経費の算定において、複数名で確認する等により適正な事務処理を行う。</p>

医療整備課	特定医療法人隆源会 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)	岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、交付要綱第7条に基づき、当該年度の1月10日まで知事に事業遂行状況報告をしなければならぬところ、報告がなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該団体から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 今後、岐阜県からの補助により事業を行う際には、交付要綱に記載の提出書類を複数名で確認し、必要な事務処理を行う。
-------	---------------------------------	---	---

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
研究開発課	トータルメディア・中電興業サイエンススクール ト運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター (サイエンススクール))	事業実績報告書における収支決算書において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 施設維持管理費において、予算上計上されていたが実施されなかったエレベルの修繕に係る費用が計上されていた。 2 職員人件費において、人件費が実績額でなく予算額で計上されていた。また、通勤交通費、福利厚生費が正しく計上されていなかった。	指定管理者から次のとおり報告を受けた。 (1) 収支決算書の修正報告 エレベル修繕及び職員人件費等について、事業報告書の収支決算書を修正した。 (2) 処理体制の見直し 指定管理事業担当部門において収支決算書を作成していたが、一部計上額が不適正な事例が発生したため、今後は経理担当部門において作成される支出済みデータを基に、作成することとした。 また、作成された収支決算書については、指定管理事業担当部門の職員2人以上でチェックを行う体制とした。

4 所管機関指摘事項に基づき講じた措置 4件の指摘事項に対し、2件について措置を講じたとの通知を受けた。 補助金等交付団体			
所管機関名 競技式典課	団体名 (補助金等の名称) 土岐市 (第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金)	監査結果 土岐市に対する第67回国民体育大会競技別リハーサル大会補助金において、次の不適正な事項により、補助金133,000円が過大交付となっており、實課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 ソフトテニス競技に係るラレハ借上料において、補助対象面積を誤ったことにより、補助金117,000円が過大となっていた。 2 ウエイトリフテイスンク競技に係る競技用具借上料の一部において、その他の経費として計上した経費を競技用具借上料にも重複して計上していたことにより、補助金116,000円が過大となっていた。	講じた措置 土岐市に対し過大交付となっていた補助金133,000円の返還を指示し、平成25年3月7日付けで補助金返還に係る納入通知書を送付した。 土岐市からは平成25年3月21日付けで県へ返還(収納)されていることを確認した。

指定管理者

所管機関名 (施設名称)	監督結果	講じた措置
清流の国ぎふづくり推進課 興飛驒自然・文化協議会 (岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター)	指定管理施設の経理事務において、指定管理者は岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営協定書及び岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営業務仕様書と(以下「協定書等」という。)に基づいて適正な経理事務を行うべきところ、次の不適正な事項が認められた。 指定管理者の業務実施状況については、業務報告書で報告されている決算額の一部について確認しているものの、決算額との突合や現金管理の状況が確認できない状況にあるので、指定管理者の協定書等を遵守させるとともに、今後は適正な事務処理が行われるよう当該指定管理者に対する指導・監督の強化を図りたい。 1 協定書等に基づき経理規程を定め経理事務を行うべきところ、経理規程が制定されおらず、会計帳簿類も作成され	平成24年10月時点で、指定管理者に経理規程を制定させた。ただし、適用日は平成24年4月1日からとする。また、この経理規程に基づき会計帳簿類(総勘定元帳及び現金出納簿)を作成するとともに証拠書類を整理するよう指導した。 平成23年度業務報告書の決算額について、平成25年2月22日に飛驒台庁舎において、証拠書類や聞き取り調査により確認を実施し、概ね決算額との突合ができた。 今後は、業務報告書の確認時においては、報告のあった決算額の収入及び支出について、会計帳簿類と突合するよう改善する。

	いなかった。 2 平成23年度業務報告書で報告している決算額について、証拠書類により確認可能な助成金収入等一部項目を除き、決算額との突合ができなかった。 3 現金管理について、現金出納簿等の帳簿類が作成されておらず、また、有料散策会開催時に参加者から現金を徴収していたが、領収証を発行していないものがあったことなどから、現金管理の状況が確認できなかった。	
--	---	--

5 所管機関指導事項に基づき講じた措置
 10件の指導事項に対し、9件について措置を講じたとの通知を受けた。
 補助金等交付団体

所管機関名 (補助金等の名称)	監督結果	講じた措置
人づくり文化課 学校法人聖マリアの無原罪学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人聖マリアの無原罪学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっており、費課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、	当該法人に対し、補助金の申請にあたっては、教職員の異動等に十分留意し、賃金台帳等関係書類との整合性を図り、その確認を複数で行うよう指導した。 当該での実績報告書の審査及び確認に際しては、更に注意を払って確認業

人づくり文化課	学校法人西養寺学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人西養寺学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費の算定誤りにより補助対象経費が過大となっており、貴課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該法人に対し、補助金の申請にあたっては、所定福利費の改定等に十分留意し、賃金台帳等関係書類との整合性を図り、その確認を複数で行うよう指導した。 当課での実績報告書の審査及び確認に際しては、更に注意を払って確認業務を行い、事務処理を適正に行うこととする。	務を行い、事務処理を適正に行うこととする。	<p>支援事業補助金)</p> <p>福祉士候補者学習支援集合研修に参加した外国人介護福祉士候補者の旅費について、研修主催者側の負担となつているにもかかわらず実績報告書の旅費支出額に計上していたことにより補助対象経費が過大となっており、貴課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>今後は、実績報告書の審査及び確認にあたっては、団体の関係書類との整合性を十分に確認すること等により適正な事務処理を行う。 また、複数職員による確認を徹底する。</p>
高齢福祉課	社会福祉法人仁愛会 (岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費補助金)	社会福祉法人仁愛会に対する岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費補助金において、下記のとおり補助対象経費が過大となっており、貴課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 車両購入に係る経費の一部について、備品購入費と租税公課費に重複計上されていた。 2 人件費の一部において、算出の誤りがあった。	補助金の適切な執行のため、団体に対し、事務処理にあたって疑義が生じた場合など、必ず県と相談し、誤りがないよう指導するとともに、法人においても複数人で確認する等チェック体制の強化に努めるよう指導した。 当課としても、今後は、実績報告書の審査及び確認にあたっては証拠書類の内容を十分に精査し、また、複数の職員により証拠書類との整合性を確認するなど、適正な事務処理を行うこととした。	<p>医療整備課</p> <p>特定医療法人隆源会 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)</p> <p>特定医療法人隆源会に対する岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、交付要綱第7条に基づき、当該年度の1月10日まで事業遂行状況報告を受理していなかったことにより、貴課における確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>左記の指導事項を課内で周知し、今後は、当該団体に対して例年12月を目途に事業遂行状況報告書の提出に係る事前周知を行うとともに例年1月10日までに提出がされない場合は、当該団体への督促を徹底することにより交付申請から実績報告の間の進捗管理を図る。 なお、当該団体に対しても、今後、岐阜県からの補助により事業を実施する際には、交付要綱をよく確認するとともに、事務処理体制の強化に努めるよう指導した。</p>	
高齢福祉課	社会福祉法人同朋会 (岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習	社会福祉法人同朋会に対する岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金において、EPA介	補助金の適正な執行のため、団体に対し、指導事項について、速やかに是正又は改善の措置を講ずるよう通知した。	<p>指定管理者</p> <p>所管機関名</p> <p>団体名 (施設名称)</p> <p>監査結果</p> <p>講じた措置</p>	

<p>研究開発課</p>	<p>トータルメディア ア・中電興業サイ エンスウール ト運営グループ (岐阜県先端科 学技術体験セン ター(サイエン スワールド))</p>	<p>トータルメディア・ 中電興業サイエン スウールト運営 グループから提 出された実績報 告書において、 次の不適正な 事項が認められ 、貴課における 実績報告書の 審査及び確認 が十分に行わ れていなかった ので、今後は適 正に処理され たい。</p> <p>1 施設維持管理費に おいて、予算計上 されていたが実 施されなかった 工賃の修繕に係 る費用が計上さ れていた。</p> <p>2 職員人件費にお いて、人件費が 実績額でなく予 算額で計上され ていた。また、 通勤交通費、福 利厚生費が正し く計上されてい なかった。</p>	<p>指定管理者に対して、 適正な経理事務を徹底す るよう通知を行うとともに 、収支状況等の検査を 実施し、適正に処理され ていることを確認した。 今後は、指定管理者か ら事業報告書が提出され 次第、収支状況等の検査 を実施し、適正な会計処 理がなされているかの確 認及び指導を行う。</p>	<p>岐阜県先端科学技術 体験センター管理運営 に係る協定の締結にお いて、指定管理者の指 定に係る暴力団排除に 関する措置要綱に基づ き、当該指定管理者が 暴排措置対象法人等に 該当した場合には指定 を取消す旨の規定が定 められていなかったの で、速やかに措置する とともに、今後は適 正に処理されたい。</p>	<p>平成24年12月3日付で、 「岐阜県先端科学技術 体験センター管理運営 業務における暴力団 排除に関する覚書」を 締結し、当該指定 管理者が暴排措置 対象法人等に該当 した場合には指定 を取消す旨を定め た。</p>	<p>清流の国ぎ ふづくり推 進課</p>	<p>奥飛騨自然・文 化協議会 (岐阜県飛騨・ 北アルプス自然 文化センター)</p>	<p>岐阜県飛騨・北アル プス自然文化セン ター管理運営協 定の締結にお いて、指定管 理者の指定に 係る暴力団排 除に関する措 置要綱に基づ き、当該指定 管理者が暴排 措置対象法人 等に該当した 場合には指定 を取消す旨の 規定が定めら れていなかった ので、速やか に措置すると ともに、今後 は適正に処理 されたい。</p>	<p>奥飛騨自然・文化協議 会との間に、平成25年1 月17日付けで岐阜県飛騨・ 北アルプス自然文化セン ター管理運営業務にお ける暴力団排除に関する 覚書を締結した。 今後は、「指定管理者 制度関係事務取扱要領」 第6の2の(1)の別記3 「施設の管理に関する 基本協定書(準則)」 (平成23年5月31日施行) に準じて管理運営協 定書を締結する。</p>	<p>人づくり文 化課</p>	<p>飛騨コンソー シアム (飛騨・世界生 活文化センター)</p>	<p>飛騨・世界生活文 化センターの管 理に係る基本 協定の締結に おいて、指定 管理者の指定 に係る暴力団 排除に関する 措置要綱に基 づくき、当該 指定管理者が 暴排措置対象 法人等に該当 した場合には 指定を取消す 旨の規定が定 められていた ので、速やか に措置すると ともに、今後 は適正に処理 されたい。</p>	<p>指定管理者が暴排措 置対象法人等に該当した場 合に、県がその指定を取 消することができる旨の規 定を基本協定書第42条に 追加した。 なお、今回の基本協 定書の変更にあたっては、 基本協定書第50条の規定 に基づき、飛騨コンソー シアムと協議し、その承 認を得ている。 また、基本協定書の変 更を証するため、「飛騨・ 世界生活文化センターの 管理に関する基本協定書 の規定変更書」を2通作 成し、県と飛騨コンソー シアムが各1通を保有し ている。</p>
--------------	---	--	--	---	---	-------------------------------	---	--	--	---------------------	--	--	--

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

岐阜県監査委員	小川恒雄
岐阜県監査委員	森正弘
岐阜県監査委員	鵜飼誠
岐阜県監査委員	石井直子
岐阜県監査委員	藤良寛

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
高木 由香里	愛知県小牧市大字北外山五六一番地の一
大島 嘉秋	愛知県名古屋市中千種区徳川山町二丁目二番一五号
内山 隆夫	三重県四日市市大字東阿倉川六八二番地九
中村 貢	愛知県名古屋市北区楠味鏡五丁目一三二七番地
竹島 由美子	三重県四日市市伊坂台一丁目二〇六番地
堀田 幸智男	愛知県弥富市綱浦町方六四六番地二一
久保 綾乃	愛知県北名古屋市鹿田東海九番地 レージュ東海四〇三
前野 竜範	愛知県名古屋市中緑区砂田一丁目九二一番地
榎山 真	愛知県名古屋市中緑区黒沢台一丁目一六四〇番地

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成二十五年四月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

平成二十五年四月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社